

## 【施策10】 医療保険・年金

～医療保険で健康な生活を支えあうまち～

◆展開方向01: 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。

1	後期高齢者医療あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費助成事業費	269
2	国民年金事務関係事業費	271
3	重度障害者等特別給付金支給事業費	273
4	高齢者特別給付金支給事業費	275
5	国民年金協会等負担金	277
6	国民健康保険事業費会計繰出金	279
7	後期高齢者医療療養給付費負担金	280
8	兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金	281
9	後期高齢者医療事業費会計繰出金	282
10	給付関係事務経費	283
11	資格賦課関係事務経費	284
12	保険料収納関係事務経費	285
13	電算入力委託事業費	286
14	国民健康保険システム整備事業費	287
15	近畿都市国民健康保険者協議会等負担金	288
16	兵庫県国民健康保険団体連合会負担金	289
17	収納率向上特別対策事業費	290
18	資格賦課関係事務事業費	291
19	滞納処分経費	292
20	一般被保険者療養給付費	293
21	退職被保険者等療養給付費	294
22	一般被保険者療養費	295
23	退職被保険者等療養費	296
24	審査支払手数料等	297
25	一般被保険者高額療養費	298
26	退職被保険者等高額療養費	299
27	一般被保険者高額介護合算療養費	300
28	退職被保険者等高額介護合算療養費	301
29	出産育児一時金	302
30	葬祭費	303
31	結核・精神医療付加金	304
32	後期高齢者支援金等	305
33	前期高齢者納付金等	306
34	老人保健拠出金	307
35	介護納付金	308
36	高額医療費共同事業拠出金	309
37	保険財政共同安定化事業拠出金	310
38	医療費通知等経費	311
39	あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費	312
40	尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金	313
41	一般被保険者保険料過誤納金還付金	314

42	療養給付費負担金等返還金	315
43	退職被保険者等保険料過誤納金還付金	316
44	資格給付関係事務経費	317
45	普及啓発事業費	318
46	後期高齢者医療制度システム関係経費	319
47	賦課関係事務経費	320
48	徴収関係事務経費	321
49	保険料等負担金	322
50	保険基盤安定拠出金	323
51	保険料過誤納金還付金	324
52	保険料還付加算金	325

◆展開方向02: 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。

1	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費	327
2	ヘルスアップ尼崎戦略事業費	329

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	後期高齢者医療あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費助成事業費 ; 337D	事業分類	ソフト事業
根拠法令	後期高齢者医療あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費助成事業実施要綱	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成20年度	款	15 民生費
施策	10 医療保険・年金	項	05 社会福祉費
		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当
所属長名	濱本 範子		

① 事業概要

事業実施趣旨	後期高齢者医療被保険者の健康保持増進を目的として、あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費の一部を助成している。																														
対象(誰を・何を)	後期高齢者医療被保険者のうち希望者																														
求める成果(どのような状態にしたいか)	後期高齢者医療被保険者の健康保持増進の一助とする。																														
事業概要	後期高齢者医療被保険者に、あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費の一部助成を行う。 ※この事業は、兵庫県後期高齢者医療制度特別対策補助金交付対象事業(長寿・健康増進事業)である。																														
実施内容	年間1人8回利用できる施設利用証を発行する。 助成額1回1,000円 ※利用証の更新は、被保険者の資格確認ができたときは、更新申請を待たずに交付する。 ※被保険者は施術を受けたときに利用券を施術担当者に渡し、施術担当者は利用券を添付した施術費請求明細書を提出して、支払を受ける。  助成事業の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付人数(人)</th> <th>延べ利用回数(回)</th> <th>一人当たり平均利用回数(回)</th> <th>助成額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>4,871</td> <td>14,269</td> <td>2.93</td> <td>14,269,000</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5,454</td> <td>14,608</td> <td>2.68</td> <td>14,608,000</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>6,233</td> <td>15,563</td> <td>2.50</td> <td>15,563,000</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>6,739</td> <td>15,648</td> <td>2.32</td> <td>15,648,000</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>7,255</td> <td>15,308</td> <td>2.11</td> <td>15,308,000</td> </tr> </tbody> </table>		交付人数(人)	延べ利用回数(回)	一人当たり平均利用回数(回)	助成額(円)	平成22年度	4,871	14,269	2.93	14,269,000	平成23年度	5,454	14,608	2.68	14,608,000	平成24年度	6,233	15,563	2.50	15,563,000	平成25年度	6,739	15,648	2.32	15,648,000	平成26年度	7,255	15,308	2.11	15,308,000
	交付人数(人)	延べ利用回数(回)	一人当たり平均利用回数(回)	助成額(円)																											
平成22年度	4,871	14,269	2.93	14,269,000																											
平成23年度	5,454	14,608	2.68	14,608,000																											
平成24年度	6,233	15,563	2.50	15,563,000																											
平成25年度	6,739	15,648	2.32	15,648,000																											
平成26年度	7,255	15,308	2.11	15,308,000																											

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	16,023	15,504	17,035	
需用費	375	196	371	利用証、請求明細書等の購入
負担金補助及び交付金	15,648	15,308	16,664	施術費助成額
人件費 B	5,096	5,034	4,843	
職員人工数	0.31	0.31	0.31	
職員人件費	2,525	2,451	2,457	
嘱託等人件費	2,571	2,583	2,386	
合計 C(A+B)	21,119	20,538	21,878	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	16,023	15,621	17,035	後期高齢者医療制度特別対策補助金
一般財源	5,096	4,917	4,843	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	交付人数の増(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)						単位	人		
目標・実績	目標値	7,257	達成年度	26年度	24年度	6,233	25年度	6,739	26年度	7,255
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 後期高齢者医療制度のお知らせチラシ配布等により制度を周知した結果、概ね達成できた。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	被保険者の健康保持増進の一助となっている。
---------	-----------------------

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 一部助成のため、施術を受けた被保険者が施術所で残額を負担している。

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	広域連合内の状況(平成26年度末現在)											
	市名	尼崎市	神戸市	姫路市	西宮市	芦屋市	宝塚市	明石市	加古川市	相生市	高砂市	加東市
	対象年齢	70歳以上	70歳以上	70歳以上	70歳以上	70歳以上	70歳以上	71歳以上	65歳以上	65歳以上	70歳以上	65歳以上
	年間回数	8	3	3	5	2	5	4	6	16	12	12
	1回当たり助成額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500
年間最大助成額	8,000	3,000	3,000	5,000	2,000	5,000	4,000	6,000	16,000	12,000	6,000	
	※ 明石市は、平成26年度から1年ごとに対象年齢を1歳ずつ75歳まで引き上げる。 ※ 加古川市は、平成26年度をもって廃止する。 ※ 加東市は、身体障害者を含み、所得割非課税者に限る。											

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																				
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無 制度運営を社協等外部団体に委託することは可能であるが、類似事業である国民健康保険あんま・マッサージ・はり・きゅう施設利用事業との整合性、委託化のスケールメリット、助成事業としての性格等慎重に検討すべき課題があるため、現在のところ委託等の余地無しとする。																				
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="4">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> <td rowspan="2">助成事業であるため。</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域				内容	助成事業であるため。	現状	A	B	C	D	E	将来像					●	○
	市民の領域 ⇄ 行政の領域				内容	助成事業であるため。															
現状	A	B	C	D			E														
将来像					●	○															

⑧ 総合評価

総合評価	維持	適正に実施できており、被保険者の健康保持増進の一助となっている。制度の周知を図り適正かつ円滑に実施しており、交付人数は増加している。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後とも市報等で制度の周知を図り、適正にかつ円滑に実施していく。なお、今後のあり方を国民健康保険の同制度と一体的に検討していく。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	国民年金事務関係事業費	3621	事業分類	法定事業
根拠法令	国民年金法		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和36年度		款	15 民生費
施策	10 医療保険・年金		項	05 社会福祉費
			目	40 年金費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	少子・高齢化や長引く不況と雇用悪化に伴う国民年金保険料の未納者が増加傾向にあり、年金財政が一層厳しさを増す中、年金制度に対する安心と信頼を保ち、制度の理解を深めるため、広報・相談業務などを促進するとともに、手続き漏れ等による保険料未納期間の発生防止に努め、年金業務に係る各種届出等の受付を行う。												
対象（誰を・何を）	市内に在住する国民年金第1号被保険者												
求める成果（どのような状態にしたいか）	誰もが迎える老後や、不慮の事故、病気等により障害者となった者、一家の大黒柱の死亡に伴い、残された遺族（配偶者や子）が年金が受給できるように権利等を確保する。												
事業概要	国民年金業務に係る届出・申請の受付及び各種給付裁定請求書の受理並びに日本年金機構への進達事務を行う。												
実施内容	<p>市は、年金加入被保険者が手続きのため利用する最も身近な窓口機関として、国民年金業務に係る法定受託事務（基礎年金等に係る各種届出・申請・請求書受理等の事務）を担い、受理した届書等を日本年金機構へ進達するとともに厚生労働大臣へ報告している。また、日本年金機構との協力・連携事務として、年金制度に対する理解を深めるための窓口相談や広報業務を促進するとともに、年金事務所が実施している適用対策に伴う住基情報の提供や、未納者対策に係る保険料免除勧奨のための所得情報の提供を行っている。</p> <p>[市の主な法定受託事務内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失、種別の変更、氏名・住所変更等に関する受付・進達</li> <li>保険料納付困難者からの免除申請、若年者や学生からの納付猶予・特例の申請受付・審査・進達</li> <li>各種裁定請求書（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等）の受理・審査・進達</li> </ol> <p>[日本年金機構年金事務所との主な協力・連携事務内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>年金相談と年金制度の広報</li> <li>年金事務所が実施する適用勧奨に伴う住基情報及び保険料免除勧奨のための所得情報の提供</li> </ol> <p>&lt;H26年度の主な実績&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>1 資格取得届等受理件数</td> <td>12,495件</td> <td>4 広報誌への掲載</td> <td>年12回のうち4回掲載</td> </tr> <tr> <td>2 各種裁定請求書等受理件数</td> <td>3,883件</td> <td>5 適用、免除勧奨に伴う情報提供件数</td> <td>41,852件</td> </tr> <tr> <td>3 年金相談件数</td> <td>63,215件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 資格取得届等受理件数	12,495件	4 広報誌への掲載	年12回のうち4回掲載	2 各種裁定請求書等受理件数	3,883件	5 適用、免除勧奨に伴う情報提供件数	41,852件	3 年金相談件数	63,215件		
1 資格取得届等受理件数	12,495件	4 広報誌への掲載	年12回のうち4回掲載										
2 各種裁定請求書等受理件数	3,883件	5 適用、免除勧奨に伴う情報提供件数	41,852件										
3 年金相談件数	63,215件												

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	8,430	6,953	10,080	
需用費	4,510	3,068	4,389	
役員費	309	354	1,194	
使用料及び賃借料	693	281	997	
委託料	2,918	3,250	3,500	
人件費 B	38,208	37,357	35,103	
職員人工数	5.29	5.29	5.34	
職員人件費	35,965	35,121	32,867	
嘱託等人件費	2,243	2,236	2,236	
合計 C (A+B)	46,638	44,310	45,183	
C 国庫支出金	46,638	44,309	45,183	拠出額国民年金等委託金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳	0	1	0	事業費及び人件費に対して、100%
一般財源	0	1	0	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	第1号被保険者数(住民票居住地が登録要件となっていない厚生年金加入者の離職に伴う未加入者数の実態把握が困難であるため、適用率での成果指標の設定ができず活動指標を設定)							単位	人		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	72,981	25年度	71,767	26年度	69,993
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	年金受給権の確保及び無年金者の発生防止を促進するため、国民年金制度及び保険料免除制度に関する案内や必要手続き等について、市報やコールセンターの活用で周知を図った。また、国民年金第1号被保険者への加入、種別変更に係る届出の遅れや漏れ等による保険料未納期間の発生防止に努めた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	年金制度を運営する保険者は政府（厚生労働省）が管掌し、業務全般の維持管理・運営は、日本年金機構が所管する一方で、全国各地の年金加入被保険者が行う各種届出・申請等の手続きで利用する最も身近な居住窓口機関として、各自治体（市区町村）が国民年金業務に係る法定受託事務等を担っている。また、未加入対策・未納対策として日本年金機構との協力・連携を行い、20歳到達者や厚生年金保険離脱者の適用漏れ、保険料納付漏れによる無年金者の発生防止に努めるため、年金事務所との共同事業として適用勧奨や免除勧奨を実施している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法定受託事務を担う各自治体（市町村）の国民年金関係業務に係る経費は、法で国が負担することと定められており、市民に負担を求めることはできない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	国民年金法第3条により、国民年金の事業を運営する保険者は、政府（厚生労働省）が管掌することとなり、国民年金第1号被保険者に係る届出等の処理は市町村の法定受託事務である。																									
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	法定受託事務である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	国民年金第1号被保険者の資格取得等各種届出書、納付困難者からの免除申請、若年者や学生からの納付猶予・特例申請書及び老齢基礎年金等の各種裁定請求書等の受理については適正に処理できている。また、年金受給権の確保及び無年金者の発生防止を促進するため、国民年金制度等について広報周知を図るとともに、年金事務所との協力・連携のもと適用勧奨・免除勧奨を実施し、保険料未納期間の発生防止に努めた。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	不景気による就職難等により、免除申請の件数が増加している中、今後とも市民の年金を受ける権利を確保するため、窓口や広報誌及びパンフレット等を活用した年金制度の周知を図るとともに、無年金者の発生防止を継続していく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	重度障害者等特別給付金支給事業費 3651	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市重度障害者等特別給付金支給要綱等	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成6年度	款	15 民生費
施策	10 医療保険・年金	項	05 社会福祉費
		目	40 年金費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	昭和36年の国民年金制度発足時、外国籍の人等は国民年金の加入対象から除外された。その後、昭和57年1月1日に国籍要件が撤廃されたが、当時すでに障害の状態にあった人は、障害基礎年金の支給対象とならず、国民皆年金制度の中であって制度的無年金者が存在しているため、福祉的措置として障害基礎年金に準じた給付金を支給する。
対象(誰を・何を)	市内に在住する制度的無年金外国籍重度障害者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	本来、制度的無年金外国籍重度障害者等は、国の年金制度で救済されるべきものであるが、国において、法整備が図られるまでの間、国民皆年金制度の対象から除外された無年金外国籍重度障害者等に障害基礎年金1・2級に準じた特別給付金を支給することにより、福祉の向上に寄与する。
事業概要	国民年金制度上、国籍要件等により国民年金の適用除外となったため、障害基礎年金を受給できない重度障害者及び中度障害者に、福祉的措置として市・県の共同事業(折半給付の形)で障害基礎年金1・2級に準じた特別給付金を支給する。
実施内容	市内に居住し、重度障害者(1・2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている者)及び中度障害者(3級の身体障害者手帳、B1判定の療育手帳、2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている者)で、次のいずれかに該当する者の申請に基づき認定の可否を決定し、給付金を支給する。 1 昭和57年1月1日以前に20歳に達していた外国人又は日本国籍を取得した者で障害発生原因の初診日が、同日以前にある者(昭和57年1月1日現在、日本国内で居住地登録をしていた者に限る) 2 昭和61年4月1日以前に、海外に滞在して、既に20歳に達していた人で、海外滞在中に障害発生原因の初診日があり、障害基礎年金等の受給資格が得られなかった者  <H26年度の実績> (1) 支給単価 重度障害者 月額 76,050円 (市負担 40,250円 県負担 35,800円) 中度障害者 月額 32,200円 (市負担 32,200円 県負担 0円) (2) 支給月 年4回 各四半期の最終月末 (3) 支給状況 重度障害者 受給者 11人 (支給総月数 132月 支給総額 8,654,388円) 中度障害者 受給者 3人 (支給総月数 36月 支給総額 1,159,200円)

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	10,082	9,821	10,046	
需用費	7	7	7	申請書等
扶助費	10,075	9,814	10,039	重度障害者特別給付金、中度障害者特別給付金
人件費 B	1,222	1,186	1,189	
職員工数	0.15	0.15	0.15	
職員人件費	1,222	1,186	1,189	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	11,304	11,007	11,235	
C 国庫支出金				
県支出金	4,180	4,140	4,725	無年金高齢者・障害者福祉給付金補助金
市債				補助率: 重度障害者特別給付金
その他				扶助費の46.6%
一般財源	7,124	6,867	6,510	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	受給者数(申請による該当者把握となるため、救済適用率による成果指標の設定ができず活動指標を設定)							単位	人		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	15	25年度	15	26年度	14
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		市・県の共同事業の制度趣旨のもとで、双方で給付額の1/2ずつ折半負担をすることが適正であり、阪神間各市においては既に半額分の負担をしている。しかしながら、県においては、重度障害者の給付額を毎年増額しているが、未だ折半負担額には至っていない。また、阪神間各市において、平成20年度から給付対象者を中度障害者(障害基礎年金2級相当)まで拡大し、給付金を支給しているが、県においては制度化されていない。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	現在の受給者は14人と少数ではあるが、本給付金に係る受給手続きは、本人からの申請により、審査後受給者となることから、該当救済漏れ者数の把握が困難であるため、手続漏れがないよう市広報誌で年1回の案内をしている。また、本給付金については、年金制度の資格要件などにより、障害基礎年金を受給することができない制度的外国籍無年金重度障害者及び中度障害者であるため、国において、法整備が図られるまでの間の福祉的措置として、事業の必要性及び有効性は高い。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	国において法整備が図られるまで、このまま継続して事業を進める必要があり、受益者へ負担を求めるのは適当ではない。
----------------	--	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県下の各市町も同様の給付事業が設けられており、給付内容はほぼ同額である。 <H26年度 兵庫県下の給付事業実施状況> 1 実施自治体数 41市町(29市・12町) 2 受給者数 重度障害者 96人 中度障害者 24人 <H26年9月末現在 阪神間各市の状況> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>神戸市</td> <td>西宮市</td> <td>芦屋市</td> <td>伊丹市</td> <td>川西市</td> <td>塚本市</td> </tr> <tr> <td>重度障害者</td> <td>49</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>中度障害者</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>		神戸市	西宮市	芦屋市	伊丹市	川西市	塚本市	重度障害者	49	8	1	1	3	3	中度障害者	15	0	0	1	0	0
	神戸市	西宮市	芦屋市	伊丹市	川西市	塚本市																
重度障害者	49	8	1	1	3	3																
中度障害者	15	0	0	1	0	0																

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	兵庫県無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金支給事業実施要綱の中で、実施主体は、市町となっているため。																							
委託等の可能性																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="4">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	兵庫県無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金支給事業実施要綱の中で、実施主体は、市町となっているため。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				

⑧ 総合評価

総合評価	維持	本給付金は、年金制度の資格要件などにより、障害基礎年金を受給することができない制度的無年金者に対する救済を趣旨として支給しており、現受給者は、受給可否審査における所得額を見ても低所得者である。このため、国において法整備が図られるまでの間の福祉的措置の給付金ではあるが、受給者にとっては、年金所得としての認識が強く日常生活を送るうえでの糧となっており、このまま継続して事業を進め福祉の向上に寄与するため、支援支給が必要である。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	県に対し、中度障害者に係る給付金について、特別給付金を制度化して障害基礎年金2級の1/2の助成額を負担していただくよう、また、公的年金等の併給緩和措置に係る部分についても、制度化して助成額を負担していただくよう要望する。また、本来、国において救済措置が図られるものであるため、今後とも全国都市国民年金協議会及び全国市長会を通じて、国に対し、救済措置を講じるよう継続して要望していく。
--------	---

# 平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	高齢者特別給付金支給事業費	365A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市高齢者特別給付金支給要綱等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成7年度		款	15 民生費
施策	10 医療保険・年金		項	05 社会福祉費
			目	40 年金費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。
局	市民協働局
課	国保年金課
所属長名	村田 秀明

## ① 事業概要

事業実施趣旨	昭和36年の国民年金制度発足時、外国籍の人等は国民年金の加入対象から除外された。その後、昭和57年1月1日に国籍要件が撤廃されたが、当時すでに外国籍高齢者等は、老齢年金等の支給対象とならず、国民皆年金制度の中にあつて年金制の無年金者が存在しているため、福祉的措置として老齢福祉年金に準じた給付金を支給する。
対象(誰を・何を)	市内に在住する制度的無年金外国籍高齢者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	本来、制度的無年金外国籍高齢者等は、国の年金制度で救済されるべきものであるが、国において、法整備が図られるまでの間、国民皆年金制度の対象から除外された無年金外国籍高齢者等に老齢福祉年金に準じた特別給付金を支給することにより、福祉の向上に寄与する。
事業概要	国民年金制度上、国籍要件等により国民年金の適用除外となったため、老齢基礎年金等を受給できない高齢者に、福祉的措置として市・県の共同事業(折半給付の形)で老齢福祉年金に準じた特別給付金を支給する。
実施内容	市内に居住し、大正15年4月1日以前生まれで、次のいずれかに該当する者の申請に基づき認定の可否を決定し、給付金を支給する。 1 昭和57年1月1日現在、日本国内で、外国人登録をしている者 2 昭和57年1月1日前から、日本国内で外国人登録をしており、昭和36年4月以降に日本国籍を取得した者 3 長期海外に滞在し、昭和36年4月1日以降に帰国した者 <H26年度の実績> (1) 支給単価 月額 32,895円 (市負担 16,495円 県負担 16,400円) (2) 支給月 年4回 各四半期の最終月末 (3) 支給状況 受給者 56人 (支給総月数 622月 支給総額 20,113,650円)

## ② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	23,327	20,121	15,797	
需用費	7	7	7	申請書等
扶助費	23,320	20,114	15,790	高齢者特別給付金
人件費 B	1,629	1,581	1,189	
職員人工数	0.20	0.20	0.15	
職員人件費	1,629	1,581	1,189	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	24,956	21,702	16,986	
C 国庫支出金				
県支出金	10,999	9,784	7,872	無年金高齢者、障害者福祉給付金補助金
市債				補助率: 高齢者特別給付金扶助費の49.9%
その他				
一般財源	13,957	11,918	9,114	

## ③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	受給者数(該当者の手続きは完了しており、適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)							単位	人		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	67	25年度	57	26年度	56
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 市・県の共同事業の制度趣旨のもとで、双方で給付額の1/2ずつの折半負担にて支給している。										

## ④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	支給対象は、市内居住者で大正15年4月1日以前生まれの者であり、該当者の手続きは完了している。現在の受給者の年齢は、89歳以上と高齢であるため年々受給者は減少し、今後一定期間をもって本給付金事業は終息していく。しかしながら、本給付金については、年金制度の資格要件などにより、老齢基礎年金等を受けることができない制度的外国籍無年金高齢者等であるため、国において、法整備が図られるまでの間の福祉的措置として、事業の必要性及び有効性は高い。
---------	---

## ⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	国において法整備が図られるまで、このまま継続して事業を進める必要があり、受益者へ負担を求めるのは適当ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

## ⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県下の各市町も同様の給付事業が設けられており、給付内容はほぼ同額である。 <H26年度 兵庫県下の給付事業実施状況> 1 実施自治体数 41市町 (29市・12町) 2 受給者数 358人 <H26年9月末現在 阪神間各市の状況> 神戸市 西宮市 芦屋市 伊丹市 川西市 宝塚市 受給者数 187 16 4 13 6 12
---------------	---

## ⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	兵庫県無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金支給事業実施要綱の中で、実施主体は、市町となっているため。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	内容
	A B C D E	
	現状 将来	● ○

## ⑧ 総合評価

総合評価	維持	本給付金は、年金制度の資格要件などにより、老齢基礎年金等を受けることができない制度的無年金者に対する救済を趣旨として支給しており、現受給者は、受給可否審査における所得額を見ても低所得者である。このため、国において法整備が図られるまでの間の福祉的措置の給付金ではあるが、受給者にとっては、年金所得としての認識が強く日常生活を送るうえの糧となっており、このまま継続して事業を進め福祉の向上に寄与するため、支援支給が必要である。
------	----	---

## ⑨ 改善の方向性

今後の改善策	県に対し、公的年金等の供給緩和措置に係る部分についても、制度化して助成額を負担していただくよう要望する。また、本来、国において救済措置が図られるものであるため、今後とも全国都市国民年金協議会及び全国市長会を通じて、国に対し、救済措置を講じるよう継続して要望していく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	国民年金協会等負担金	365K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和34年度		款	15 民生費
施策	10 医療保険・年金		項	05 社会福祉費
			目	40 年金費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	国民年金制度の普及につとめ、事業の円滑な運営に資するため調査・研究および国や日本年金機構に対し、陳情・要望建議等の取りまとめを行う等の事業活動をしている全国都市国民年金協議会への会員等負担経費
対象（誰を・何を）	国民年金被保険者、受給者及び全国各自治体市職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	国民年金制度の安定的かつ健全な運営確保と同制度の普及促進
事業概要	全国都市国民年金協議会に対し、出席者負担金を支出する。
実施内容	<p>年金窓口を担う各自治体（市町村）が抱える被保険者からの要望や制度改正を必要とする共通の諸問題について意見交換の場を設定するほか、年金被保険者（厚生労働省）や運営管理を所管する日本年金機構に対し、陳情・要望建議等の取りまとめを行うことを主目的とする全国都市国民年金協議会に入会し、研究会等に積極的に参加することで、最新の情報の入手と国等に対する要望書の提出を行っている。</p> <p>全国都市国民年金協議会の主な展開事業</p> <p>(1) 国民年金制度の調査及び研究</p> <p>(2) 国民年金制度の健全な発展に寄与する陳情建議</p> <p>(3) 国民年金事務費交付金、その他の国庫交付金に関する陳情建議</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	4	4	5	
負担金補助及び交付金	4	4	5	全国都市国民年金協議会出席者負担金
人件費 B	407	395	396	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	407	395	396	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	411	399	401	
C 国庫支出金	411	399	401	拠出制国民年金等委託金
市債				全国都市国民年金協議会出席者負担金及び人件費に対して、100%
市債				
その他				
一般財源	0	0	0	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	全国、県内及び近畿管内の市町との連絡・連携・情報交換等を行い、本市における年金事業の円滑な運営を行っている。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>今後の年金納付記録問題をはじめとし、国民年金事業に係る諸問題及び制度改正等について、毎年、全国都市国民年金協議会が開催する会議等の機会を捉え、全国、県内及び近畿管内の市町との連絡・情報交換を行っている。さらに最新の情報を入手することにより、年金業務の円滑な運営を行っていくうえでも、本市の加入は必要不可欠である。</p>
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>全国会員自治体数 811団体 (H26)</p> <p>阪神間他都市(西宮市・芦屋市・伊丹市・川西市・宝塚市・三田市)においても、本市同様、会員市である。</p>
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	協会等の会員に地方公共団体として参画しているため。																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	地方公共団体で構成される協会等に一会員として参画しており、市の主体性によって行う事業である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧ 総合評価

総合評価	<p><b>維持</b></p> <p>国民年金事業に係る諸問題の改善や制度改正等について、毎年、全国都市国民年金協議会が開催する会議等の機会を捉え、全国、県内及び近畿管内の市町と連絡・情報交換を行い、最新情報を入手することにより、本市における国民年金事業の円滑な運営を行った。</p>
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後も、国民年金制度の安定的かつ健全な運営を目指していく。
--------	-------------------------------

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	国民健康保険事業費会計繰出金	30IE	事業分類	内部管理事業
根拠法令	国民健康保険法第72条の3、国民健康保険法附則第24条、総務省繰出基準(通知)		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	15 民生費
施策	10 医療保険・年金		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金管理担当
所属長名	中釜 政人		

①事業概要

事業実施趣旨	国民健康保険事業の安定かつ健全な運営を確保する。		
対象(誰を・何を)	国民健康保険被保険者		
求める成果(どのような状態にしたいか)	国民健康保険事業費会計の財政の安定化及び健全化		
事業概要	国民健康保険制度の運営に関する経費を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰出す。		
実施内容	総務省の繰出基準に基づき、国民健康保険事業費会計に繰り出す。また、市単独分として、国民健康保険料の自主減充分及び保険料の安定化に向けた国保財政健全化分等を繰出す。 (単位:円)		
	国民健康保険事業費繰出金	内容	平成25年度決算
			平成26年度決算
	保険基金安定繰出金	低所得者に対する保険料軽減を公費で補てんする	2,262,020,026
	保険者支援制度繰出金		2,715,911,709
	出産育児一時金繰出金	出産育児一時金の2/3相当額	174,818,000
			157,123,000
	財政安定化支援繰出金	保険者の責めに帰することができない特別の事情がある場合	659,931,000
			607,185,000
	職員給与費等繰出金	国保事務の執行に要する経費	756,004,000
			754,705,000
	その他一般会計繰出金	財政健全化繰出金	861,337,000
			890,892,000
			4,714,110,026
			5,125,816,709

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	4,714,110	5,125,817	5,449,185	
繰出金	4,714,110	5,125,817	5,449,185	
人件費 B	9,350	9,139	9,162	
職員人工数	1.47	1.47	1.47	
職員人件費	9,350	9,139	9,162	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,723,460	5,134,956	5,458,347	
Cの財源内訳				
国庫支出金	182,499	202,165	376,669	保険者支援制度繰出金
県支出金	1,514,016	1,834,769	1,922,022	保険基金安定繰出金、保険者支援制度繰出金
市債				
その他				
一般財源	3,026,945	3,098,022	3,159,656	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	後期高齢者医療療養給付費負担金	30IF	事業分類	法定事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成20年度		款	15 民生費
施策	10 医療保険・年金		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当
所属長名	濱本 範子		

①事業概要

事業実施趣旨	後期高齢者医療制度の財源の約4割を占める主要な財源として、国・県・市が定率(3:1:1)で負担するもの		
対象(誰を・何を)	後期高齢者医療制度の財源		
求める成果(どのような状態にしたいか)	後期高齢者医療事業を円滑に実施する。		
事業概要	兵庫県後期高齢者医療広域連合に対し、本市が保険料を徴収する被保険者(現役並み所得者を除く。)に係る療養給付費の12分の1に相当する額を負担する。		
実施内容	平成26年度の療養給付費負担対象額の確定する平成27年度に精算する。各年度の精算後の実績値は、次のとおり。		
	療養給付費負担金実績の推移 (単位:円)		
		尼崎市負担分	兵庫県全体
	平成20年度	2,759,736,499	32,564,947,525
	平成21年度	3,277,970,832	38,135,804,254
	平成22年度	3,525,738,216	40,972,423,694
	平成23年度	3,748,670,499	43,274,046,879
	平成24年度	3,961,771,370	45,068,866,346
	平成25年度	4,161,860,286	47,046,223,304
	平成26年度	4,324,963,457	48,489,645,770

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	4,146,142	4,463,166	4,549,566	
負担金補助及び交付金	4,146,142	4,463,166	4,549,566	
人件費 B	815	791	793	
職員人工数	0.10	0.10	0.10	
職員人件費	815	791	793	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,146,957	4,463,957	4,550,359	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	4,146,957	4,463,957	4,550,359	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金 30IG	事業分類	法定事業
根拠法令	地方自治法	事業区分	義務等
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成20年度	款	15 民生費
施策	10 医療保険・年金	項	05 社会福祉費
		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当
所属長名	濱本 範子		

①事業概要

事業実施趣旨	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約に基づき当該広域連合の共通経費を賄うために市町村が負担するもの																								
対象 (誰を・何を)	兵庫県後期高齢者医療広域連合																								
求める成果 (どのような状態にしたいか)	後期高齢者医療事業を円滑に実施する。																								
事業概要	兵庫県後期高齢者医療広域連合における人件費・運営費及びシステム関連費の共通経費を県下全市町において応分の負担を行う。																								
実施内容	<p>※県下全市町(29市12町)の負担割合 均等割10%・人口割45%・高齢者人口割45%(前年9月30日の人口等による。)</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>尼崎市負担分</th> <th>兵庫県全体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>90,940,000</td> <td>1,230,620,000</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>86,038,983</td> <td>1,161,237,000</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>80,970,841</td> <td>1,088,259,000</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>82,123,537</td> <td>1,097,763,000</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>88,192,098</td> <td>1,175,867,000</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>82,352,738</td> <td>1,095,627,000</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>88,458,025</td> <td>1,169,506,000</td> </tr> </tbody> </table>		尼崎市負担分	兵庫県全体	平成20年度	90,940,000	1,230,620,000	平成21年度	86,038,983	1,161,237,000	平成22年度	80,970,841	1,088,259,000	平成23年度	82,123,537	1,097,763,000	平成24年度	88,192,098	1,175,867,000	平成25年度	82,352,738	1,095,627,000	平成26年度	88,458,025	1,169,506,000
	尼崎市負担分	兵庫県全体																							
平成20年度	90,940,000	1,230,620,000																							
平成21年度	86,038,983	1,161,237,000																							
平成22年度	80,970,841	1,088,259,000																							
平成23年度	82,123,537	1,097,763,000																							
平成24年度	88,192,098	1,175,867,000																							
平成25年度	82,352,738	1,095,627,000																							
平成26年度	88,458,025	1,169,506,000																							

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	82,353	88,458	95,202	
食糧金補助及び交付金	82,353	88,458	95,202	
人件費 B	652	553	555	
職員人工数	0.08	0.07	0.07	
職員人件費	652	553	555	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	83,005	89,011	95,757	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	83,005	89,011	95,757	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	後期高齢者医療事業費会計繰出金 30IH	事業分類	法定事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律	事業区分	義務等
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成20年度	款	15 民生費
施策	10 医療保険・年金	項	05 社会福祉費
		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当
所属長名	濱本 範子		

①事業概要

事業実施趣旨	後期高齢者医療事業費会計への繰出金																																				
対象 (誰を・何を)	後期高齢者医療被保険者																																				
求める成果 (どのような状態にしたいか)	後期高齢者医療事業を円滑に実施する。																																				
事業概要	後期高齢者医療制度の運営に関する経費を一般会計から後期高齢者医療事業費会計へ繰り出す。																																				
実施内容	<p>・事務費繰出金:資格給付関係事務、普及啓発事業費、システム関係事務、賦課・徴収関係事務に要する経費</p> <p>・保険基盤安定繰出金:保険料の軽減分を負担する保険基盤安定拠出金に要する経費</p> <p>&lt;繰出金の推移&gt; (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務費</td> <td>27,918,929</td> <td>31,392,790</td> <td>22,401,123</td> <td>20,945,710</td> <td>23,045,228</td> </tr> <tr> <td>基盤安定</td> <td>685,431,676</td> <td>723,810,163</td> <td>801,282,764</td> <td>841,570,730</td> <td>957,126,015</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>713,350,605</td> <td>755,202,953</td> <td>823,683,887</td> <td>862,516,440</td> <td>980,171,243</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;基盤安定拠出金軽減対象者&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>25,883 人</td> <td>27,388 人</td> <td>28,933 人</td> <td>30,457 人</td> <td>33,962 人</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	事務費	27,918,929	31,392,790	22,401,123	20,945,710	23,045,228	基盤安定	685,431,676	723,810,163	801,282,764	841,570,730	957,126,015	合計	713,350,605	755,202,953	823,683,887	862,516,440	980,171,243		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	人数	25,883 人	27,388 人	28,933 人	30,457 人	33,962 人
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																
事務費	27,918,929	31,392,790	22,401,123	20,945,710	23,045,228																																
基盤安定	685,431,676	723,810,163	801,282,764	841,570,730	957,126,015																																
合計	713,350,605	755,202,953	823,683,887	862,516,440	980,171,243																																
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																
人数	25,883 人	27,388 人	28,933 人	30,457 人	33,962 人																																

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	862,516	980,171	1,036,665	
繰出金	862,516	980,171	1,036,665	
人件費 B	733	632	634	
職員人工数	0.09	0.08	0.08	
職員人件費	733	632	634	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	863,249	980,803	1,037,299	
Cの財源内訳				
国庫支出金		1,161	11,664	マイナンバー対応システム改修補助金(2/3)
県支出金	631,178	717,845	745,740	保健基盤安定負担金(3/4)
市債				
その他				
一般財源	232,071	261,797	279,895	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	給付関係事務経費	G01A	事業分類	内部管理事業
根拠法令	国民健康保険法、総務省繰出基準(通知)		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	昭和36年度		款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	被保険者の疾病・負傷に関して必要な給付を行うため、高額療養費等の支給に関する事務経費を支出している。加えて、療養費などの内容審査により医療費の適正化を図る。
対象(誰を・何を)	国民健康保険被保険者
求める成果(どのような状態にしたいか)	高額療養費等の必要な事務経費を支出することで、被保険者の疾病、負傷に対する給付を円滑に実施する。
事業概要	高額療養費等の給付に関する事務経費及び柔道整復施術療養費内容審査事務経費
実施内容	被保険者の疾病・負傷に関して適正な給付を行うため、高額療養費等の支給に関する事務の実施 1 高額療養費など医療費が高額になった場合の通知等に関する事務 (1) 高額・高額介護合算療養費支給決定通知等事務 (2) 限度額適用認定証等関係事務 2 全額自己負担した場合(療養費)の通知等に関する事務 療養費支給決定通知等事務 3 出産育児一時金・葬祭費関係事務 (1) 出産育児一時金関係事務 (2) 葬祭費関係事務 4 あん摩等関係事務 5 精神医療付加金関係事務 6 医療費適正化関係事務 (1) ジェネリック医薬品啓発用パンフレット購入 (2) ジェネリック利用促進通知書作成 (3) レセプト電子化関係事務 (4) 社保・転出等返還請求事務 (5) 柔道整復施術療養費適正化関係事務

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	14,824	24,041	23,498	
需用費	3,631	3,892	3,197	ジェネリック冊子等
役務費	3,268	3,268	3,268	郵送料
委託料	6,941	16,820	16,997	柔道整復療養費内容審査委託及び画像レセプト作成等
使用料及び賃借料	60	61	36	レセプト電子化管理システム賃借料
備品購入費	924	0	0	
人件費 B	26,376	25,800	25,846	
職員人工数	2.40	2.40	2.40	
職員人件費	19,550	18,974	19,020	
嘱託等人件費	6,826	6,826	6,826	
合計 C(A+B)	41,200	49,841	49,344	
Cの財源内訳				
国庫支出金	1,408	6,255	6,790	財政調整交付金(補助対象事業に対し100%)
県支出金	995	5,872	5,887	県財政調整交付金(補助対象事業に対し100%)
市債				
その他				
一般財源	38,797	37,714	36,667	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	資格賦課関係事務経費	G01K	事業分類	内部管理事業
根拠法令	国民健康保険法、総務省繰出基準(通知)		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	被保険者に対する保険料決定通知・保険証の送付等の資格賦課に関する事務経費を支出している。
対象(誰を・何を)	国民健康保険被保険者
求める成果(どのような状態にしたいか)	適正な保険料賦課のために、被保険者に対する保険料決定通知・保険証の送付等、資格賦課に関する必要な事務経費を支出する。
事業概要	被保険者に対する保険料決定通知・保険証の送付等の資格賦課に関する事務経費
実施内容	適正な保険料賦課のため、被保険者に対する保険料決定通知・保険証の送付等、資格賦課に関する必要な事務の実施 1 保険料の決定額を通知 (1) 保険料決定通知書作成 (2) 保険料決定通知書郵送 2 国民健康保険被保険者証カード化 (1) 国民健康保険被保険者証等作成 (2) 国民健康保険被保険者証等郵送 (3) 国民健康保険被保険者証等封入封かん委託 3 国民健康保険被保険者啓発事業 国民健康保険被保険者啓発用冊子購入 4 国民健康保険特別徴収関係事務 (1) 変更通知兼特徴開始通知作成 (2) 変更通知兼特徴開始通知郵送

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	31,036	33,325	33,886	
需用費	13,485	14,551	14,252	保険料決定通知書等
役務費	16,704	18,017	18,790	郵送料等
委託料	511	442	540	封入封かん委託等
使用料及び賃借料	336	315	304	電子複写機賃借料等
人件費 B	34,722	34,722	33,872	
職員人工数	4.31	4.31	4.31	
職員人件費	32,768	32,768	31,918	
嘱託等人件費	1,954	1,954	1,954	
合計 C(A+B)	65,758	68,047	67,758	
Cの財源内訳				
国庫支出金	1,731	310	54	財政調整交付金・円滑運営事業費補助金(精算後の金額で充当)
県支出金				
市債				
その他			1	証明手数料
一般財源	64,027	67,737	67,703	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	保険料収納関係事務経費	G021	事業分類	内部管理事業
根拠法令	国民健康保険法		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営が努める。
局	市民協働局
課	国保年金課
所属長名	村田 秀明

①事業概要

事業実施趣旨	保険料収納関係業務は多岐にわたり、国民健康保険事業において大変重要な業務である。とりわけ、保険料の収納率が低位にある中で、国保財政の安定化のために力を入れて取り組んでいる。
対象(誰を・何を)	国民健康保険被保険者
求める成果(どのような状態にしたいか)	国民健康保険事業の健全な運営と被保険者間の負担の公平性の観点から、保険料収納率の向上を図る。
事業概要	口座振替等に係る収納業務、短期証・資格証明書の交付等の保険料収納に関する事務経費。電話催告業務及び口座振替加入勧奨業務を含む徴収専門業者への委託をインセンティブ方式で継続する。また、ページー口座振替受付サービス等を実施することにより、市民サービスの向上を図るとともに、口座振替加入率を高め、収納率の向上を目指す。
実施内容	<p>保険料収納率の向上を図るため、口座振替・ページー口座振替受付サービス、短期証・資格証明書の交付、徴収専門業者への委託、コンビニ等に係る事務の実施</p> <p>1 保険料収納関係事務 保険料の収納に係る事務で、自主納付書などを作成及び送付している。</p> <p>2 コンビニ収納関係事務 被保険者の納付機会を広く確保するために、平成17年度から導入している。 平成26年度実績 2,335,537千円 (平成25年度実績 2,238,013千円)</p> <p>3 徴収専門業者への委託 滞納の早期発見・早期解消のため、滞納となっている保険料について、推進員の担当地区以外の地区への臨戸訪問による徴収業務を平成20年度から委託している。 平成26年度実績 256,346千円 (委託地区数 14地区) (平成25年度実績 182,131千円) (委託地区数 12地区)</p> <p>4 ページー口座振替受付サービス 窓口を設置しているモバイル端末に金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することで口座振替手続きが完了するシステムで、平成24年10月から実施している。 平成26年度実績 2,991件 (平成25年度実績 1,971件)</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	91,334	97,444	105,821	
旅費	1,691	1,688	1,700	
需用費	10,750	10,899	11,891	自主納付書等
役務費	29,750	29,900	30,025	郵送料等
委託料	49,023	54,785	62,084	国民健康保険料収納業務委託等
その他	120	172	121	ページー口座振替受付サービスシステム事業等
人件費 B	90,113	89,425	89,486	
職員人工数	3.51	3.51		
職員人件費	26,827	26,139	26,200	
嘱託等人件費	63,286	63,286	63,286	推進員 16人の人件費
合計 C(A+B)	181,447	186,869	195,307	
Cの財源内訳				
国庫支出金	146			財政調整交付金
県支出金				
市債				
その他	6,398	5,733	7,121	督促手数料等
一般財源	174,903	181,136	188,186	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	電算入力委託事業費	G02A	事業分類	内部管理事業
根拠法令	国民健康保険法、総務省繰出基準(通知)		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営が努める。
局	市民協働局
課	国保年金課
所属長名	村田 秀明

①事業概要

事業実施趣旨	事務の適正化及び合理化を図るため、例日収入分納付済通知書のパンチ入力等及び磁気テープの作成等について委託している。
対象(誰を・何を)	国民健康保険被保険者
求める成果(どのような状態にしたいか)	円滑に業務を遂行するため、例日収入分納付済通知書のパンチ入力等及び磁気テープ等を作成する。
事業概要	事務の適正化及び合理化を図るため、例日収入分納付済通知書のパンチ入力等及び磁気テープの作成等について委託する。
実施内容	<p>事務の適正化及び合理化を図るため、次の主な業務について委託している。</p> <p>1 収入整理事務委託 本市の指定金融機関が作成した収入報告書の金額と納付済通知書等を電算集計した金額との照合及び確認、口座振替データ伝送に係る業務を行う。</p> <p>2 国民健康保険修正入力票等/パンチ委託 本市から提出された入力データ(修正入力帳票等)をパンチ入力し、本市が指定する磁気媒体を作成する。 平成26年度実績 57,195件</p> <p>3 磁気テープ作成業務委託 国民健康保険診療報酬明細書及び療養費支給申請書(柔道整復分)から入力された事項を記録した磁気テープを本市の使用する電算システムで読めるよう作成する。 平成26年度実績 2,031,850件</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	8,337	10,024	9,860	
委託料	8,337	10,024	9,860	収入整理事務委託等
人件費 B	3,258	3,162	3,170	
職員人工数	0.40	0.40	0.40	
職員人件費	3,258	3,162	3,170	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	11,595	13,186	13,030	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	11,595	13,186	13,030	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	国民健康保険システム整備事業費	G02E	事業分類	内部管理事業
根拠法令	国民健康保険法、総務省繰出基準(通知)		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、国民健康保険システムの整備・改修等を行っている。
対象 (誰を・何を)	国民健康保険被保険者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、システムの適正な整備・改修を行う。
事業概要	国民健康保険法の改正等に対応するため、国民健康保険システムの改修を行う。
実施内容	国民健康保険法の改正等に対応し、事業の円滑な運営に資するため、次に記載の内容に係る国保システムの整備・改修を行う。 平成26年度 15,123,024円 1 高額療養費等の制度改正に伴うシステム改修 2 マイナンバー制度対応に係るシステム改修 《参考》 平成24年度 8,979,180円 1 住民基本台帳法の一部改正対応に係るシステム改修 2 税制改正(平成24年度からの個人市民税・県民税に扶養控除の見直し)に係るシステム改修 平成25年度 10,374,000円 1 特定世帯等に係る国民健康保険料の軽減特例措置の延長に伴うシステム改修 2 2割凍結解除に伴うシステム改修

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	10,374	15,123	29,160	
委託料	10,374	15,123	29,160	
人件費 B	3,258	3,162	3,170	
職員人工数	0.40	0.40	0.40	
職員人件費	3,258	3,162	3,170	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	13,632	18,285	32,330	
Cの財源内訳				
国庫支出金	8,453	2,021		財政調整交付金
県支出金				マイナンバーに係るシステム改修
市債				については、一般会計に「国庫補助」
その他				がある。
一般財源	5,179	16,264	32,330	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	近畿都市国民健康保険者協議会等負担金	G031	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	国民健康保険法第84条、総務省繰出基準(通知)		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	国民健康保険事業の健全な運営と発展のため、会費を支出している。
対象 (誰を・何を)	国民健康保険被保険者及び職員
求める成果 (どのような状態にしたいか)	国民健康保険事業の健全な運営を確保し、その発展を図る。
事業概要	近畿都市国民健康保険者協議会会費 事業の運営改善を図るため、参加都市の事務研究を行い保険事業の健全な運営と発展に資する同協議会に対し会費を支出する。 その他兵庫県国民健康保険団体連合会阪神支部負担金
実施内容	事業の運営改善を図るため、参加都市の事務研究を行い保険事業の健全な運営と発展に資する同協議会に対し会費等を支出する。 1 近畿都市国民健康保険者協議会の実施事業 (1) 国民健康保険事業の運営並びに発展に必要な事業 (2) 国民健康保険事務の調査、研究及びその発展 (3) その他国民健康保険事業運営の連絡強調 2 兵庫県国民健康保険団体連合会阪神支部の実施事業 (1) 支部総会の開催 (2) 保険者、保険医療担当者等協議会の開催 (3) 調査研究事業 (4) 事務研究会等の開催 (5) 保険者の事務連絡調整 (6) 調査統計資料の収集配布 (7) 事業の普及、啓発 (8) その他必要な事業

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	23	23	23	
負担金補助及び交付金	23	23	23	近畿都市国民健康保険者協議会会費、兵庫県国民健康保険団体連合会阪神支部負担金
人件費 B	407	395	396	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	407	395	396	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	430	418	419	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	430	418	419	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	兵庫県国民健康保険団体連合会負担金 G11A	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	国民健康保険法第84条	事業区分	義務等
個別計画	—	会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—	款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金	項	05 総務管理費
		目	10 連合会負担金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者（市町村及び国民健康保険組合）が共同して国保事業の目的を達成するために設立された公法人である。この国保連合会に対して会員として、負担金を支出している。
対象（誰を・何を）	国民健康保険被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	保険者の共同目的の達成及び国保事業の円滑な運営を図る。
事業概要	診療報酬等の審査支払業務、その他国民健康保険事業に関する調査研究等、保険者の共同目的を達成するために必要な業務を行う同会に対して負担金を支出する。
実施内容	<p>兵庫県国保連合会は、国民健康保険法第83条に基づき、各都道府県に設立されている団体である。国民健康保険の事業を行う兵庫県下の市・町及び国保組合（自営業等同種の事業に従事する者で組織された組合）が会員（保険者）となって、昭和15年4月に設立された公法人である。国保事業の円滑な運営に寄与するため、国保法に基づき各種の事業を行っている。</p> <p>主要事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保険者の事務の共同処理</li> <li>2 診療報酬の審査及び支払</li> <li>3 特定健康診査・特定保健指導に関する事業</li> <li>4 保健事業</li> <li>5 国保運営資金の貸付</li> <li>6 国保に関する調査及び研究</li> <li>7 国保に関する広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業その他この会の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	3,741	3,655	3,624	
負担金補助及び交付金	3,741	3,655	3,624	
人件費 B	407	395	396	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	407	395	396	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,148	4,050	4,020	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	4,148	4,050	4,020	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	収納率向上特別対策事業費 G31A	事業分類	内部管理事業
根拠法令	国民健康保険法、総務省繰出基準(通知)	事業区分	義務等
個別計画	—	会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—	款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金	項	05 総務管理費
		目	20 収納率向上特別対策費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	収納率向上のため、口座振替の加入勧奨や保険料収納についての広報等を行うことにより、事業の健全な運営の確保を図っている。
対象（誰を・何を）	国民健康保険被保険者
求める成果（どのような状態にしたいか）	国民健康保険事業の健全な運営と被保険者間の負担の公平性の観点から、保険料収納率の向上を図る。
事業概要	事業の健全な運営を確保するため、口座振替の加入勧奨や保険料収納についての広報等を行うことにより、収納率の向上を図る。
実施内容	<p>事業の健全な運営を確保するため、口座振替の加入勧奨や保険料収納についての広報等を行うことにより、収納率の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 口座振替依頼書の送付 国民健康保険の安定的な運営、保険料収納率の向上に寄与するため、被保険者の口座振替の促進に取組み、加入率の向上を目指す。</li> <li>2 資格証明書の送付 納期後1年を経過した保険料を特別な事情がなく滞納している被保険者に対して、年2回にわたり、被保険者資格証明書を交付している。なお、当課では2人の滞納整理嘱託員を雇用している。 平成26年度実績 1,318世帯 平成25年度実績 1,313世帯</li> <li>3 高額滞納者に対する預金調査、納付指導、差押え 銀行の預金調査や生命保険調査などを拡大、また、税務署OB嘱託員1人を雇用し、国税で培った徴収ノウハウを国保料徴収に活用することで、高額滞納者に対する納付指導や差押えを強化している。 (1) 高額滞納世帯への納付指導 平成26年度実績 115件 75,980千円 (平成25年度実績 79件 51,279千円) (2) 差押え 平成26年度実績 28件 11,403千円 (平成25年度実績 16件 16,710千円)</li> </ol>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	2,509	2,539	4,590	
旅費	880	678	577	嘱託員に係る実費弁償
需用費	630	664	926	口座振替申し込み用紙、窓あき封筒等
役員費	999	1,197	3,087	郵送料
人件費 B	63,513	58,181	69,905	
職員人工数	4.99	4.99	6.99	
職員人件費	38,204	37,763	53,157	
嘱託等人件費	25,309	20,418	16,748	保険料滞納整理等に係る人件費
合計 C(A+B)	66,022	60,720	74,495	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	66,022	60,720	74,495	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	資格賦課関係事務事業費	G31K	事業分類	内部管理事業
根拠法令	国民健康保険法、総務省繰出基準(通知)		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金		項	05 総務管理費
			目	20 収納率向上特別対策費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	事業の円滑な運営を確保するため、所得未申告世帯への簡易申告書送付等を行う。				
対象 (誰を・何を)	国民健康保険被保険者				
求める成果 (どのような状態にしたいか)	所得未申告世帯への簡易申告書送付等を行うことにより、事業の円滑な運営を確保する。				
事業概要	保険未加入者の調査及び事業所等への協力依頼、所得未申告世帯への簡易申告書送付等を行うことにより、事業の円滑な運営を確保する。				
実施内容	適正な所得把握のため、所得未申告世帯への簡易申告書の送付等を行う。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>平成26年度に送付した簡易申告書の件数</th> <th>返信のあった簡易申告書の件数</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11,893 件</td> <td style="text-align: center;">9,835 件</td> </tr> </table>	平成26年度に送付した簡易申告書の件数	返信のあった簡易申告書の件数	11,893 件	9,835 件
平成26年度に送付した簡易申告書の件数	返信のあった簡易申告書の件数				
11,893 件	9,835 件				

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,472	1,561	1,561	
役務費	1,472	1,561	1,561	郵送料
人件費 B	6,170	6,283	6,160	
職員人工数	0.10	0.10	0.10	
職員人件費	554	667	544	
嘱託等人件費	5,616	5,616	5,616	
合計 C(A+B)	7,642	7,844	7,721	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	7,642	7,844	7,721	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	滞納処分経費	G91A	事業分類	内部管理事業
根拠法令	尼崎市国民健康保険条例第24条、総務省繰出基準(通知)		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金		項	10 徴収費
			目	15 滞納処分費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	新たな保険料未納者の増加を防止するため、督促状及び催告書を送付し、早期の保険料未納対策を行う。												
対象 (誰を・何を)	国民健康保険被保険者												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	未納保険料の納付を促し、収納率向上及び負担の公平性を確保する。												
事業概要	保険料の未納者に対して督促及び催告等を行うことにより、未納保険料の納付を促し、収納率向上及び負担の公平性を確保する。												
実施内容	保険料の未納者に対して納付を促すため、督促状及び催告書を送付する経費を支出し、収納率向上及び負担の公平性を確保する。  <発送実績> 1 督促状 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">116,361件</td> <td style="text-align: center;">110,305件</td> <td style="text-align: center;">104,808件</td> </tr> </table> 2 催告書・滞納処分に係る郵送物 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12,509件</td> <td style="text-align: center;">10,867件</td> <td style="text-align: center;">14,638件</td> </tr> </table>	平成24年度	平成25年度	平成26年度	116,361件	110,305件	104,808件	平成24年度	平成25年度	平成26年度	12,509件	10,867件	14,638件
平成24年度	平成25年度	平成26年度											
116,361件	110,305件	104,808件											
平成24年度	平成25年度	平成26年度											
12,509件	10,867件	14,638件											

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	6,381	6,442	6,442	
役務費	6,381	6,442	6,442	郵送料
人件費 B	2,987	2,985	2,990	
職員人工数	0.55	0.55	0.55	
職員人件費	2,987	2,985	2,990	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	9,368	9,427	9,432	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	9,368	9,427	9,432	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	一般被保険者療養給付費	GD1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第45条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	10 保険給付費
施策	10 医療保険・年金		項	05 療養諸費
			目	05 一般被保険者療養給付費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	一般被保険者の疾病及び負傷に関して、療養の給付(現物給付)を行う。																
対象(誰を・何を)	一般被保険者																
求める成果(どのような状態にしたいか)	保険者が法に定められた保険給付を行うことで、被保険者の負担を軽減する。																
事業概要	一般被保険者の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。																
実施内容	<p>一般被保険者の疾病、負傷に関して、医療機関や保険薬局で保険証を提示すれば、一部負担金を支払うことにより保険診療に係る療養の給付が受けられる。自己負担割合(一部負担金)は原則、3割。ただし、70歳以上75歳未満の者は2割(現役並み所得者は3割)、未就学児は2割である。</p> <p>※平成26年度以前に70歳になっている2割負担の者の自己負担割合は1割となっている。(1割凍結)</p> <p>件数、単価の推移 (過誤調整後の実績額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>1件当り給付額</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1,847,028 件</td> <td>15,605 円</td> <td>28,822,077 千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1,848,474 件</td> <td>15,871 円</td> <td>29,337,414 千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1,844,257 件</td> <td>15,969 円</td> <td>29,451,813 千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	1件当り給付額	給付額	平成24年度	1,847,028 件	15,605 円	28,822,077 千円	平成25年度	1,848,474 件	15,871 円	29,337,414 千円	平成26年度	1,844,257 件	15,969 円	29,451,813 千円
年度	件数	1件当り給付額	給付額														
平成24年度	1,847,028 件	15,605 円	28,822,077 千円														
平成25年度	1,848,474 件	15,871 円	29,337,414 千円														
平成26年度	1,844,257 件	15,969 円	29,451,813 千円														

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	29,380,544	29,511,754	30,612,378	
負担金補助及び交付金	29,380,544	29,511,754	30,612,378	
人件費 B	28,220	28,052	28,066	
職員人工数	0.70	0.70	0.70	
職員人件費	5,702	5,534	5,548	
嘱託等人件費	22,518	22,518	22,518	
合計 C(A+B)	29,408,764	29,539,806	30,640,444	
Cの財源内訳				
国庫支出金	6,295,394	6,951,487	7,151,439	療養給付費負担金等(精算後の金額)
県支出金	1,439,774	1,689,161	1,570,554	財政調整交付金 等
市債				
その他	18,139,240	17,301,312	18,680,515	保険料 等
一般財源	3,534,356	3,597,846	3,237,936	繰越金を含む

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	退職被保険者等療養給付費	GE1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第45条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	10 保険給付費
施策	10 医療保険・年金		項	05 療養諸費
			目	10 退職被保険者等療養給付費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	退職被保険者等の疾病及び負傷に関して、療養の給付(現物給付)を行う。																
対象(誰を・何を)	退職被保険者等																
求める成果(どのような状態にしたいか)	保険者が法に定められた保険給付を行うことで、被保険者の負担を軽減する。																
事業概要	退職被保険者等の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。																
実施内容	<p>65歳未満の退職被保険者等の疾病、負傷に関して、医療機関や保険薬局で保険証を提示すれば、一部負担金を支払うことにより医療保険給付に係る療養の給付が受けられる。自己負担割合(一部負担金)は原則、3割。未就学児は2割である。</p> <p>件数、単価の推移 (過誤調整後の実績額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>1件当り給付額</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>136,191 件</td> <td>16,203 円</td> <td>2,206,719 千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>121,189 件</td> <td>16,156 円</td> <td>1,957,982 千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>97,387 件</td> <td>16,367 円</td> <td>1,593,926 千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	1件当り給付額	給付額	平成24年度	136,191 件	16,203 円	2,206,719 千円	平成25年度	121,189 件	16,156 円	1,957,982 千円	平成26年度	97,387 件	16,367 円	1,593,926 千円
年度	件数	1件当り給付額	給付額														
平成24年度	136,191 件	16,203 円	2,206,719 千円														
平成25年度	121,189 件	16,156 円	1,957,982 千円														
平成26年度	97,387 件	16,367 円	1,593,926 千円														

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,958,980	1,596,422	1,481,291	
負担金補助及び交付金	1,958,980	1,596,422	1,481,291	
人件費 B	244	237	238	
職員人工数	0.03	0.03	0.03	
職員人件費	244	237	238	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,959,224	1,596,659	1,481,529	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,958,980	1,596,422	1,481,291	保険料・療養給付費交付金
一般財源	244	237	238	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	一般被保険者療養費	GF1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第54条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	10 保険給付費
施策	10 医療保険・年金		項	05 療養諸費
			目	15 一般被保険者療養費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	一般被保険者の疾病及び負傷に関して、療養費の支給（現金給付）を行う。																
対象（誰を・何を）	一般被保険者																
求める成果（どのような状態にしたいか）	保険者が法に定められた保険給付を行うことで、被保険者の負担を軽減する。																
事業概要	一般被保険者が保険証を所持していない場合で、緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、申請に基づき償還払で療養費を支給する。																
実施内容	<p>一般被保険者の疾病、負傷に関して、保険証を所持していない場合で、急病など緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、国民健康保険の窓口に申請し審査決定すれば、自己負担分を除いた額が払い戻される。自己負担割合（一部負担金）は原則、3割。ただし、70歳以上75歳未満の者は2割（現役並み所得者は3割）、未就学児は2割である。</p> <p>※平成26年度以前に70歳になっている2割負担の者の自己負担割合は1割となっている。（1割凍結）</p> <p>件数、単価の推移（過誤調整後の実績額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>1件当り給付額</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>94,967 件</td> <td>7,305 円</td> <td>693,688 千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>93,514 件</td> <td>7,237 円</td> <td>676,799 千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>89,422 件</td> <td>7,233 円</td> <td>646,767 千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	1件当り給付額	給付額	平成24年度	94,967 件	7,305 円	693,688 千円	平成25年度	93,514 件	7,237 円	676,799 千円	平成26年度	89,422 件	7,233 円	646,767 千円
年度	件数	1件当り給付額	給付額														
平成24年度	94,967 件	7,305 円	693,688 千円														
平成25年度	93,514 件	7,237 円	676,799 千円														
平成26年度	89,422 件	7,233 円	646,767 千円														

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	677,376	647,042	705,770	
負担金補助及び交付金	677,376	647,042	705,770	
人件費 B	4,725	4,585	4,597	
職員人工数	0.58	0.58	0.58	
職員人件費	4,725	4,585	4,597	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	682,101	651,627	710,367	
Cの財源内訳				
国庫支出金	264,177	252,346	275,250	療養給付費負担金、財政調整交付金
県支出金	40,643	30,823	42,346	財政調整交付金
市債				
その他	372,556	363,873	388,174	保険料等
一般財源	4,725	4,585	4,597	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	退職被保険者等療養費	GG1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第54条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	10 保険給付費
施策	10 医療保険・年金		項	05 療養諸費
			目	20 退職被保険者等療養費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	退職被保険者等の疾病及び負傷に関して、療養費の支給（現金給付）を行う。																
対象（誰を・何を）	退職被保険者等																
求める成果（どのような状態にしたいか）	保険者が法に定められた保険給付を行うことで、被保険者の負担を軽減する。																
事業概要	退職被保険者等が保険証を所持していない場合で、緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、申請に基づき償還払で療養費を支給する。																
実施内容	<p>65歳未満の退職被保険者等の疾病、負傷に関して、保険証を所持していない場合で、急病など緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、国民健康保険の窓口に申請し審査決定すれば、自己負担分を除いた額が払い戻される。自己負担割合（一部負担金）は原則、3割。未就学児は2割である。</p> <p>件数、単価の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>1件当り給付額</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5,840 件</td> <td>6,489 円</td> <td>37,895 千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>5,536 件</td> <td>6,167 円</td> <td>34,139 千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>4,324 件</td> <td>5,999 円</td> <td>25,941 千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	1件当り給付額	給付額	平成24年度	5,840 件	6,489 円	37,895 千円	平成25年度	5,536 件	6,167 円	34,139 千円	平成26年度	4,324 件	5,999 円	25,941 千円
年度	件数	1件当り給付額	給付額														
平成24年度	5,840 件	6,489 円	37,895 千円														
平成25年度	5,536 件	6,167 円	34,139 千円														
平成26年度	4,324 件	5,999 円	25,941 千円														

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	34,139	25,941	21,948	
負担金補助及び交付金	34,139	25,941	21,948	
人件費 B	570	553	555	
職員人工数	0.07	0.07	0.07	
職員人件費	570	553	555	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	34,709	26,494	22,503	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	34,139	25,941	21,948	保険料・療養給付費交付金
一般財源	570	553	555	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	審査支払手数料等	GH1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第45条第5項		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	平成10年度以前		款	10 保険給付費
施策	10 医療保険・年金		項	05 療養諸費
			目	25 審査支払手数料等

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	診療報酬等の審査支払に関する事務を国保連合会に委託することにより、審査支払を行う。																																										
対象 (誰を・何を)	国民健康保険被保険者																																										
求める成果 (どのような状態にしたいか)	診療報酬等の審査支払に関する事務を委託し、審査の適正と支払の迅速化を図る。																																										
事業概要	診療報酬等の審査支払に関する事務を国保連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。																																										
実施内容	診療報酬明細書(レセプト)等の審査・支払事務を国保連合会に委託している。 審査支払手数料等の内訳 ・平成26年度 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>①療養の給付</td> <td>@34.68</td> <td>1,948,239 件</td> <td>67,565 千円</td> </tr> <tr> <td>②療養費</td> <td>@73.5</td> <td>10,451 件</td> <td>768 千円</td> </tr> <tr> <td>③療養費(柔整)</td> <td>@86</td> <td>83,611 件</td> <td>7,191 千円</td> </tr> <tr> <td>④出産直接支払</td> <td>@210</td> <td>538 件</td> <td>113 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>2,042,839 件</td> <td>75,637 千円</td> </tr> </table> ・平成25年度 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>①療養の給付</td> <td>@34.68</td> <td>1,972,694 件</td> <td>68,734 千円</td> </tr> <tr> <td>②療養費</td> <td>@73.5</td> <td>9,848 件</td> <td>724 千円</td> </tr> <tr> <td>③療養費(柔整)</td> <td>@86</td> <td>89,249 件</td> <td>7,855 千円</td> </tr> <tr> <td>④出産直接支払</td> <td>@210</td> <td>592 件</td> <td>124 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>2,072,383 件</td> <td>77,437 千円</td> </tr> </table> ※平成25年5月支払より単価が36.68円から34.68円に改定された。			①療養の給付	@34.68	1,948,239 件	67,565 千円	②療養費	@73.5	10,451 件	768 千円	③療養費(柔整)	@86	83,611 件	7,191 千円	④出産直接支払	@210	538 件	113 千円	計		2,042,839 件	75,637 千円	①療養の給付	@34.68	1,972,694 件	68,734 千円	②療養費	@73.5	9,848 件	724 千円	③療養費(柔整)	@86	89,249 件	7,855 千円	④出産直接支払	@210	592 件	124 千円	計		2,072,383 件	77,437 千円
①療養の給付	@34.68	1,948,239 件	67,565 千円																																								
②療養費	@73.5	10,451 件	768 千円																																								
③療養費(柔整)	@86	83,611 件	7,191 千円																																								
④出産直接支払	@210	538 件	113 千円																																								
計		2,042,839 件	75,637 千円																																								
①療養の給付	@34.68	1,972,694 件	68,734 千円																																								
②療養費	@73.5	9,848 件	724 千円																																								
③療養費(柔整)	@86	89,249 件	7,855 千円																																								
④出産直接支払	@210	592 件	124 千円																																								
計		2,072,383 件	77,437 千円																																								

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	77,437	75,637	75,647	
委託料	77,437	75,637	75,647	
人件費 B	978	949	951	
職員人工数	0.12	0.12	0.12	
職員人件費	978	949	951	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	78,415	76,586	76,598	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	77,437	75,637	75,647	保険料
一般財源	978	949	951	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	一般被保険者高額療養費	GL1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第57条の2		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	平成10年度以前		款	10 保険給付費
施策	10 医療保険・年金		項	10 高額療養費
			目	05 一般被保険者高額療養費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	医療機関に支払った一部負担金が、年齢区分別に設けられた自己負担限度額を超えた時に、超えた額を支給する。																																								
対象 (誰を・何を)	一般被保険者																																								
求める成果 (どのような状態にしたいか)	被保険者が法に定められた保険給付を行うことで、被保険者の負担を軽減する。																																								
事業概要	一般被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより、被保険者の負担を緩和する。																																								
実施内容	同一月内に医療機関等に支払った自己負担額が、次の限度額を超えた場合は、申請により超えた分を高額療養費として支給する。平成27年1月診療分から70歳未満の限度額区分が細分化される。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>限度額(H26.12月まで)</th> <th>限度額(H27.1月以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・70歳未満</td> <td>上位所得者</td> <td>上位所得者(901万円超)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>一般(210万円以下)</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>35,400円</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・70歳以上75歳未満</td> <td>外来の限度額</td> <td>一般(210万円以下)</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>一般</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>8,000円</td> <td>70歳以上75歳未満は、H26.12月までの限度額と同様</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>8,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (過誤調整後の実績額) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>1件当たり給付額</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>55,897 件</td> <td>60,583 円</td> <td>3,386,410 千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>58,466 件</td> <td>59,107 円</td> <td>3,455,733 千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>60,103 件</td> <td>58,319 円</td> <td>3,505,170 千円</td> </tr> </tbody> </table>			年齢区分	限度額(H26.12月まで)	限度額(H27.1月以降)	・70歳未満	上位所得者	上位所得者(901万円超)	一般	一般(210万円以下)	住民税非課税世帯	35,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	・70歳以上75歳未満	外来の限度額	一般(210万円以下)	現役並み所得者	一般	低所得者Ⅱ	8,000円	70歳以上75歳未満は、H26.12月までの限度額と同様	低所得者Ⅰ	8,000円		年度	件数	1件当たり給付額	給付額	平成24年度	55,897 件	60,583 円	3,386,410 千円	平成25年度	58,466 件	59,107 円	3,455,733 千円	平成26年度	60,103 件	58,319 円	3,505,170 千円
年齢区分	限度額(H26.12月まで)	限度額(H27.1月以降)																																							
・70歳未満	上位所得者	上位所得者(901万円超)																																							
	一般	一般(210万円以下)																																							
住民税非課税世帯	35,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%																																							
・70歳以上75歳未満	外来の限度額	一般(210万円以下)																																							
	現役並み所得者	一般																																							
低所得者Ⅱ	8,000円	70歳以上75歳未満は、H26.12月までの限度額と同様																																							
低所得者Ⅰ	8,000円																																								
年度	件数	1件当たり給付額	給付額																																						
平成24年度	55,897 件	60,583 円	3,386,410 千円																																						
平成25年度	58,466 件	59,107 円	3,455,733 千円																																						
平成26年度	60,103 件	58,319 円	3,505,170 千円																																						

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	3,456,068	3,505,170	3,730,980	
負担金補助及び交付金	3,456,068	3,505,170	3,730,980	
人件費 B	15,169	14,809	14,838	
職員人工数	1.50	1.50	1.50	
職員人件費	12,219	11,859	11,888	
嘱託等人件費	2,950	2,950	2,950	
合計 C(A+B)	3,471,237	3,519,979	3,745,818	
Cの財源内訳				
国庫支出金	1,347,867	1,367,016	1,455,083	療養給付費負担金、財政調整交付金
県支出金	207,364	210,310	223,859	
市債				
その他	1,900,837	1,927,844	2,052,038	保険料等
一般財源	15,169	14,809	14,838	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	退職被保険者等高額療養費	GM1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第57条の2		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	10 保険給付費
施策	10 医療保険・年金		項	10 高額療養費
			目	10 退職被保険者等高額療養費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	医療機関に支払った一部負担金が、年齢区分別に設けられた自己負担限度額を超えた時に、超えた額を支給する。																																													
対象 (誰を・何を)	退職被保険者等																																													
求める成果 (どのような状態にしたいか)	保険者が法に定められた保険給付を行うことで、被保険者の負担を軽減する。																																													
事業概要	65歳未満の退職被保険者等の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより、被保険者の負担を緩和する。																																													
実施内容	<p>同一月内に医療機関等に支払った自己負担額が、下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分を高額療養費として支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">限度額(H26.12月まで)</th> <th colspan="2">限度額(H27.1月以降)</th> </tr> <tr> <th>上位所得者</th> <th>一般</th> <th>上位所得者(901万円超)</th> <th>一般(210万円以下)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・70歳未満</td> <td>150,000円+(医療費-500,000円)×1%</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1%</td> <td>252,600円+(医療費-842,000円)×1%</td> <td>167,400円+(医療費-558,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>35,400円</td> <td>35,400円</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1%</td> <td>57,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一般(210万円以下)</td> <td>35,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住民税非課税世帯</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(過誤調整後の実績額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>1件当たり給付額</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>2,985 件</td> <td>107,655 円</td> <td>321,351 千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>2,469 件</td> <td>111,649 円</td> <td>275,662 千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>2,102 件</td> <td>104,976 円</td> <td>220,659 千円</td> </tr> </tbody> </table>		限度額(H26.12月まで)		限度額(H27.1月以降)		上位所得者	一般	上位所得者(901万円超)	一般(210万円以下)	・70歳未満	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	住民税非課税世帯	35,400円	35,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	57,600円				一般(210万円以下)	35,400円				住民税非課税世帯	35,400円	年度	件数	1件当たり給付額	給付額	平成24年度	2,985 件	107,655 円	321,351 千円	平成25年度	2,469 件	111,649 円	275,662 千円	平成26年度	2,102 件	104,976 円	220,659 千円
	限度額(H26.12月まで)		限度額(H27.1月以降)																																											
	上位所得者	一般	上位所得者(901万円超)	一般(210万円以下)																																										
・70歳未満	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	167,400円+(医療費-558,000円)×1%																																										
住民税非課税世帯	35,400円	35,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	57,600円																																										
			一般(210万円以下)	35,400円																																										
			住民税非課税世帯	35,400円																																										
年度	件数	1件当たり給付額	給付額																																											
平成24年度	2,985 件	107,655 円	321,351 千円																																											
平成25年度	2,469 件	111,649 円	275,662 千円																																											
平成26年度	2,102 件	104,976 円	220,659 千円																																											

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	275,662	220,659	219,181	
負担金補助及び交付金	275,662	220,659	219,181	
人件費 B	570	553	555	
職員人工数	0.07	0.07	0.07	
職員人件費	570	553	555	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	276,232	221,212	219,736	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	275,662	220,659	219,181	保険料・療養給付費交付金
一般財源	570	553	555	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	一般被保険者高額介護合算療養費	GN1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第57条の3		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	平成20年度		款	10 保険給付費
施策	10 医療保険・年金		項	10 高額療養費
			目	15 一般被保険者高額介護合算療養費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	被保険者の負担を緩和するため、一般被保険者の医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、自己負担限度額を超える額を支給する。																																																										
対象 (誰を・何を)	一般被保険者																																																										
求める成果 (どのような状態にしたいか)	保険者が法に定められた保険給付を行うことで、被保険者の負担を軽減する。																																																										
事業概要	一般被保険者等の医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより、被保険者の負担を緩和する。																																																										
実施内容	<p>年間の医療費が高額となった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し年間の限度額を超えた場合は、申請により超えた分を高額介護合算療養費として支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">・70歳未満</th> <th colspan="4">自己負担限度額</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>1件当たり給付額</th> <th>給付額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位所得者</td> <td>0 件</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>6 件</td> <td>53,682 円</td> <td>322,092 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>17 件</td> <td>37,144 円</td> <td>631,441 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">・70歳以上75歳未満</th> <th colspan="4">自己負担限度額</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>1件当たり給付額</th> <th>給付額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>1 件</td> <td>85,455 円</td> <td>85,455 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>4 件</td> <td>8,319 円</td> <td>33,274 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>31 件</td> <td>12,769 円</td> <td>395,846 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>44 件</td> <td>13,531 円</td> <td>595,347 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>103 件</td> <td>210,900 円</td> <td>2,063,455 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	・70歳未満	自己負担限度額				件数	1件当たり給付額	給付額		上位所得者	0 件	0 円	0 円		一般	6 件	53,682 円	322,092 円		住民税非課税世帯	17 件	37,144 円	631,441 円		・70歳以上75歳未満	自己負担限度額				件数	1件当たり給付額	給付額		現役並み所得者	1 件	85,455 円	85,455 円		一般	4 件	8,319 円	33,274 円		低所得者Ⅱ	31 件	12,769 円	395,846 円		低所得者Ⅰ	44 件	13,531 円	595,347 円		合計	103 件	210,900 円	2,063,455 円	
・70歳未満	自己負担限度額																																																										
	件数	1件当たり給付額	給付額																																																								
上位所得者	0 件	0 円	0 円																																																								
一般	6 件	53,682 円	322,092 円																																																								
住民税非課税世帯	17 件	37,144 円	631,441 円																																																								
・70歳以上75歳未満	自己負担限度額																																																										
	件数	1件当たり給付額	給付額																																																								
現役並み所得者	1 件	85,455 円	85,455 円																																																								
一般	4 件	8,319 円	33,274 円																																																								
低所得者Ⅱ	31 件	12,769 円	395,846 円																																																								
低所得者Ⅰ	44 件	13,531 円	595,347 円																																																								
合計	103 件	210,900 円	2,063,455 円																																																								

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,560	2,063	1,536	
負担金補助及び交付金	1,560	2,063	1,536	
人件費 B	6,379	6,331	6,335	
職員人工数	0.20	0.20	0.20	
職員人件費	1,629	1,581	1,585	
嘱託等人件費	4,750	4,750	4,750	
合計 C(A+B)	7,939	8,394	7,871	
Cの財源内訳				
国庫支出金	608	805	599	療養給付費負担金・財政調整交付金
県支出金				
市債				
その他	952	1,258	937	保険料
一般財源	6,379	6,331	6,335	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	退職被保険者等高額介護合算療養費 GO1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第57条の3	事業区分	義務等
個別計画	—	会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	平成20年度	款	10 保険給付費
施策	10 医療保険・年金	項	10 高額療養費
		目	20 退職被保険者等高額介護合算療養費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	被保険者の負担を緩和するため、退職被保険者等の医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、自己負担限度額を超える額を支給する。																				
対象 (誰を・何を)	退職被保険者等																				
求める成果 (どのような状態にしたいか)	保険者が法に定められた保険給付を行うことで、被保険者の負担を軽減する。																				
事業概要	退職被保険者等の医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより、被保険者の負担を緩和する。																				
実施内容	<p>年間の医療費が高額となった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し年間の限度額を超えた場合は、申請により超えた分を高額介護合算療養費として支給する。</p> <table border="1"> <tr> <td>・70歳未満</td> <td>自己負担限度額</td> <td>件数</td> <td>1件当たり給付額</td> <td>給付額</td> </tr> <tr> <td>上位所得者</td> <td>126万円</td> <td>0 件</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>67万円</td> <td>0 件</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>34万円</td> <td>1 件</td> <td>74,574 円</td> <td>74,574 円</td> </tr> </table>	・70歳未満	自己負担限度額	件数	1件当たり給付額	給付額	上位所得者	126万円	0 件	0 円	0 円	一般	67万円	0 件	0 円	0 円	住民税非課税世帯	34万円	1 件	74,574 円	74,574 円
・70歳未満	自己負担限度額	件数	1件当たり給付額	給付額																	
上位所得者	126万円	0 件	0 円	0 円																	
一般	67万円	0 件	0 円	0 円																	
住民税非課税世帯	34万円	1 件	74,574 円	74,574 円																	

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	3	75	23	
負担金補助及び交付金	3	75	23	
人件費 B	718	706	707	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	407	395	396	
嘱託等人件費	311	311	311	
合計 C (A+B)	721	781	730	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3	75	23	保険料
一般財源	718	706	707	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	出産育児一時金 GV1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第58条第1項、尼崎市国保条例第5条	事業区分	義務等
個別計画	—	会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	平成10年度以前	款	10 保険給付費
施策	10 医療保険・年金	項	15 給付諸費
		目	05 出産育児一時金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	被保険者が出産したとき、申請に基づき出産育児一時金として42万円(産科医療補償制度の対象とならない場合は39万円)を支給する。												
対象 (誰を・何を)	国民健康保険被保険者												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	被保険者の出産に関して必要な給付を行い、被保険者の福祉の向上に寄与する。												
事業概要	被保険者が出産したとき、申請に基づき出産育児一時金として42万円(産科医療補償制度の対象とならない場合は平成26年12月31日までの出産は39万円、平成27年1月以降は、40万4千円)を支給する。												
実施内容	<p>国の緊急少子化対策として平成21年10月から医療機関等への直接支払制度が開始され、従前の償還払いのように被保険者がまとまった現金を必要としなくなった。結果、支払い方法の選択肢が増え経済的に安心して出産できる環境が整えられた。</p> <p>件数、給付額の推移</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>件数</td> <td>給付額</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>674 件</td> <td>280,904 千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>632 件</td> <td>262,197 千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>562 件</td> <td>235,684 千円</td> </tr> </table>	年度	件数	給付額	平成24年度	674 件	280,904 千円	平成25年度	632 件	262,197 千円	平成26年度	562 件	235,684 千円
年度	件数	給付額											
平成24年度	674 件	280,904 千円											
平成25年度	632 件	262,197 千円											
平成26年度	562 件	235,684 千円											

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	262,197	235,684	272,160	
負担金補助及び交付金	262,197	235,684	272,160	
人件費 B	13,550	13,200	13,231	
職員人工数	1.75	1.75	1.75	
職員人件費	12,695	12,345	12,376	
嘱託等人件費	855	855	855	
合計 C (A+B)	275,747	248,884	285,391	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	87,399	78,561	90,720	保険料
一般財源	188,348	170,323	194,671	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	葬祭費	GW1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第58条第1項、尼崎市国保条例第2条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	平成10年度以前		款	10 保険給付費
施策	10 医療保険・年金		項	15 給付諸費
			目	10 葬祭費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	被保険者が死亡したときに、申請に基づき葬祭を行った者に対し、葬祭費を支給する。												
対象 (誰を・何を)	死亡した国民健康保険被保険者の葬祭を執り行った者												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	被保険者の死亡に関して必要な給付を行い、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。												
事業概要	尼崎市国民健康保険では、被保険者が死亡したときに葬祭を行った者に対し、申請に基づき葬祭費として3万円を支給する。												
実施内容	<p>尼崎市国民健康保険では、被保険者が死亡したときに葬祭を行った者に対し、申請に基づき葬祭費として3万円を支給している。</p> <p>件数、給付額の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>749 件</td> <td>22,470 千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>733 件</td> <td>21,990 千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>745 件</td> <td>22,350 千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	給付額	平成24年度	749 件	22,470 千円	平成25年度	733 件	21,990 千円	平成26年度	745 件	22,350 千円
年度	件数	給付額											
平成24年度	749 件	22,470 千円											
平成25年度	733 件	21,990 千円											
平成26年度	745 件	22,350 千円											

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	21,990	22,350	22,320	
負担金補助及び交付金	21,990	22,350	22,320	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	9,844	9,578	9,603	
職員人工数	1.40	1.40	1.40	
職員人件費	9,844	9,578	9,603	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	31,834	31,928	31,923	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	21,990	22,350	22,320	保険料
一般財源	9,844	9,578	9,603	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	結核・精神医療付加金	GX1A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	国民健康保険条例第7条の2		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	10 保険給付費
施策	10 医療保険・年金		項	15 給付諸費
			目	15 結核・精神医療付加金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	公衆衛生の観点から結核・精神医療付加金を支給することにより、被保険者の福祉の向上に寄与している。																																
対象 (誰を・何を)	国民健康保険被保険者																																
求める成果 (どのような状態にしたいか)	被保険者の福祉の向上に寄与する。																																
事業概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2、障害者自立支援法第58条の公費承認医療費について、費用の5%又は自己負担額のいずれか少ない額を支給する。																																
実施内容	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2、障害者自立支援法(※)第58条の公費承認医療費について、費用の5%又は自己負担額のいずれか少ない額を支給している。</p> <p>※ 平成25年4月から「障害者総合支援法」へ変更</p> <p>1 結核医療付加金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>1件あたり給付額</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>377 件</td> <td>552 円</td> <td>208,097 円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>344 件</td> <td>586 円</td> <td>201,734 円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>333 件</td> <td>525 円</td> <td>174,836 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 精神医療付加金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>1件あたり給付額</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>19,899 件</td> <td>1,401 円</td> <td>27,874,047 円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>20,193 件</td> <td>1,416 円</td> <td>28,600,644 円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>20,424 件</td> <td>1,406 円</td> <td>28,714,483 円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	1件あたり給付額	給付額	平成24年度	377 件	552 円	208,097 円	平成25年度	344 件	586 円	201,734 円	平成26年度	333 件	525 円	174,836 円	年度	件数	1件あたり給付額	給付額	平成24年度	19,899 件	1,401 円	27,874,047 円	平成25年度	20,193 件	1,416 円	28,600,644 円	平成26年度	20,424 件	1,406 円	28,714,483 円
年度	件数	1件あたり給付額	給付額																														
平成24年度	377 件	552 円	208,097 円																														
平成25年度	344 件	586 円	201,734 円																														
平成26年度	333 件	525 円	174,836 円																														
年度	件数	1件あたり給付額	給付額																														
平成24年度	19,899 件	1,401 円	27,874,047 円																														
平成25年度	20,193 件	1,416 円	28,600,644 円																														
平成26年度	20,424 件	1,406 円	28,714,483 円																														

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	28,802	28,889	29,574	
負担金補助及び交付金	28,802	28,889	29,574	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	2,959	2,372	2,378	
職員人工数	0.10	0.30	0.30	
職員人件費	815	2,372	2,378	
嘱託等人件費	2,144			
合計 C(A+B)	31,761	31,261	31,952	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	28,802	28,889	29,574	保険料
一般財源	2,959	2,372	2,378	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	後期高齢者支援金等	GY1A	事業分類	法定事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第118条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	平成20年度		款	12 後期高齢者支援金等
施策	10 医療保険・年金		項	05 後期高齢者支援金等
			目	05 後期高齢者支援金等

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	後期高齢者医療制度に係る経費を賄うため、支援金を支払う。																														
対象 (誰を・何を)	後期高齢者医療制度被保険者																														
求める成果 (どのような状態にしたいか)	国民健康保険被保険者に係る、後期高齢者支援金等を社会保険診療報酬支払基金に拠出することで、後期高齢者医療制度の安定的運営を図る。																														
事業概要	後期高齢者医療制度に係る経費を賄うため、各医療保険者の被保険者数に応じた支援金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。																														
実施内容	<p>後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、平成20年4月1日から施行された制度であり、各医療保険者の被保険者(0歳から74歳)は、支援金として、後期高齢者給付費の約40%を負担している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">支援金等の実績</th> <th colspan="3">単位:円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>【参考】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該年度概算額</td> <td>6,646,991,406</td> <td>6,930,062,524</td> <td>7,079,056,054</td> <td>平成26年度概算額の内訳</td> </tr> <tr> <td>前々年度精算額</td> <td>△188,814,953</td> <td>△229,573,072</td> <td>△394,554,744</td> <td>加入者数(A) 129,829人</td> </tr> <tr> <td>事務費拠出金等</td> <td>496,625</td> <td>554,257</td> <td>480,367</td> <td>加入者1人当たり負担額(B) 54,526円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,458,673,078</td> <td>6,701,043,709</td> <td>6,684,981,677</td> <td>(A)×(B) 7,079,056,054円</td> </tr> </tbody> </table>	支援金等の実績		単位:円				平成24年度	平成25年度	平成26年度	【参考】	当該年度概算額	6,646,991,406	6,930,062,524	7,079,056,054	平成26年度概算額の内訳	前々年度精算額	△188,814,953	△229,573,072	△394,554,744	加入者数(A) 129,829人	事務費拠出金等	496,625	554,257	480,367	加入者1人当たり負担額(B) 54,526円	合計	6,458,673,078	6,701,043,709	6,684,981,677	(A)×(B) 7,079,056,054円
支援金等の実績		単位:円																													
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	【参考】																											
当該年度概算額	6,646,991,406	6,930,062,524	7,079,056,054	平成26年度概算額の内訳																											
前々年度精算額	△188,814,953	△229,573,072	△394,554,744	加入者数(A) 129,829人																											
事務費拠出金等	496,625	554,257	480,367	加入者1人当たり負担額(B) 54,526円																											
合計	6,458,673,078	6,701,043,709	6,684,981,677	(A)×(B) 7,079,056,054円																											

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	6,701,044	6,684,982	6,636,755	
負担金補助及び交付金	6,701,044	6,684,982	6,636,755	
人件費 B	815	791	793	
職員人工数	0.10	0.10	0.10	
職員人件費	815	791	793	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	6,701,859	6,685,773	6,637,548	
Cの財源内訳				
国庫支出金	2,602,687	2,666,443	2,557,075	後期高齢者支援金等負担金等
県支出金	446,411	454,693	487,686	財政調整交付金
市債				
その他	2,995,163	2,769,665	2,714,767	保険料 等
一般財源	657,598	794,972	878,020	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	前期高齢者納付金等	GZ1A	事業分類	法定事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第36条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	13 前期高齢者納付金等
施策	10 医療保険・年金		項	05 前期高齢者納付金等
			目	05 前期高齢者納付金等

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整のため、前期高齢者納付金等を支払う。																														
対象 (誰を・何を)	国民健康保険被保険者																														
求める成果 (どのような状態にしたいか)	前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整を行い、制度の安定的運営を図る。																														
事業概要	65歳以上75歳未満の被保険者(前期高齢者)に係る給付費について、保険者間の医療費負担の不均衡を調整する制度で、納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。																														
実施内容	<p>65歳以上75歳未満の被保険者(前期高齢者)に係る給付費について、保険者間の医療費負担の不均衡を調整する制度で、納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">納付金等の実績</th> <th colspan="3">単位:円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>【参考】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該年度概算額</td> <td>8,321,826</td> <td>10,425,314</td> <td>8,958,201</td> <td>平成26年度概算額の内訳</td> </tr> <tr> <td>前々年度精算額</td> <td>△2,219,389</td> <td>△4,292,692</td> <td>△4,252,757</td> <td>加入者数(A) 129,829人</td> </tr> <tr> <td>事務費拠出金等</td> <td>483,202</td> <td>554,257</td> <td>480,367</td> <td>加入者1人当たり負担額(B) 69円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,585,639</td> <td>6,686,879</td> <td>5,185,811</td> <td>(A)×(B) 8,958,201円</td> </tr> </tbody> </table>	納付金等の実績		単位:円				平成24年度	平成25年度	平成26年度	【参考】	当該年度概算額	8,321,826	10,425,314	8,958,201	平成26年度概算額の内訳	前々年度精算額	△2,219,389	△4,292,692	△4,252,757	加入者数(A) 129,829人	事務費拠出金等	483,202	554,257	480,367	加入者1人当たり負担額(B) 69円	合計	6,585,639	6,686,879	5,185,811	(A)×(B) 8,958,201円
納付金等の実績		単位:円																													
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	【参考】																											
当該年度概算額	8,321,826	10,425,314	8,958,201	平成26年度概算額の内訳																											
前々年度精算額	△2,219,389	△4,292,692	△4,252,757	加入者数(A) 129,829人																											
事務費拠出金等	483,202	554,257	480,367	加入者1人当たり負担額(B) 69円																											
合計	6,585,639	6,686,879	5,185,811	(A)×(B) 8,958,201円																											

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	6,687	5,186	3,881	
負担金補助及び交付金	6,687	5,186	3,881	
人件費 B	815	791	793	
職員人工数	0.10	0.10	0.10	
職員人件費	815	791	793	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,502	5,977	4,674	
Cの財源内訳				
国庫支出金	1,876	1,506	1,089	療養給付費負担金
県支出金				
市債				
その他	4,811	3,680	2,792	保険料
一般財源	815	791	793	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	老人保健拠出金	H11A	事業分類	法定事業
根拠法令	老人保健法第53条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	昭和58年度		款	15 老人保健拠出金
施策	10 医療保険・年金		項	05 老人保健拠出金
			目	05 老人保健拠出金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	後期高齢者医療制度の創設に伴い、老人保健制度が平成19年度末で終了したため、現在は過年度分の精算分を支払っている。																				
対象（誰を・何を）	国民健康保険被保険者のうち老人保健該当者																				
求める成果（どのような状態にしたいか）	対象者が加入する老人保健の医療費、事務費にかかわる費用を拠出することで、制度の安定的運営を図る。																				
事業概要	老人医療に係る経費を賄うため、老人加入者調整率に応じた拠出金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。																				
実施内容	<p>老人保健制度は、後期高齢者医療制度の創設に伴い平成20年3月31日に廃止された。現在は精算分の支払いに移行しているため、事務費の拠出が残っている。</p> <p>老人保健拠出金の実績 単位:円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該年度概算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>前々年度精算額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>老人保健拠出金に係る事務費拠出金等</td> <td>306,229</td> <td>270,202</td> <td>252,189</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>306,229</td> <td>270,202</td> <td>252,189</td> </tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	当該年度概算額	0	0	0	前々年度精算額	0	0	0	老人保健拠出金に係る事務費拠出金等	306,229	270,202	252,189	合計	306,229	270,202	252,189
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																		
当該年度概算額	0	0	0																		
前々年度精算額	0	0	0																		
老人保健拠出金に係る事務費拠出金等	306,229	270,202	252,189																		
合計	306,229	270,202	252,189																		

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	270	252	438	
負担金補助及び交付金	270	252	438	
人件費 B	407	395	396	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	407	395	396	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	677	647	834	
Cの財源内訳				
国庫支出金	0		56	老人保健拠出金負担金
県支出金	0		0	財政調整交付金
市債				
その他	270	252	382	保険料等
一般財源	407	395	396	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	介護納付金	H51A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法第150条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	平成12年度		款	17 介護納付金
施策	10 医療保険・年金		項	05 介護納付金
			目	05 介護納付金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	介護保険制度に係る経費を賄うため、納付金を支払う。																						
対象（誰を・何を）	介護保険第2号被保険者																						
求める成果（どのような状態にしたいか）	介護保険第2号被保険者に係る介護納付金を、社会保険診療報酬支払基金に拠出することで、介護保険制度の安定的運営を図る。																						
事業概要	国民健康保険加入者のうち、介護保険第2号被保険者分の納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。																						
実施内容	<p>介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営し、介護を必要とする人を社会全体で支える制度として、平成12年4月から開始された。国民健康保険加入者のうち、介護保険第2号被保険者分の納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出しており、第2号被保険者が負担する介護納付金は、介護給付費の29%に相当する。なお、平成27年度からは、28%に変更されている。</p> <p>介護納付金の実績 単位:円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該年度概算額</td> <td>2,762,554,026</td> <td>2,782,580,836</td> <td>2,820,892,950</td> </tr> <tr> <td>前々年度精算額</td> <td>49,516,808</td> <td>38,973,439</td> <td>△ 160,737,934</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,812,070,834</td> <td>2,821,554,275</td> <td>2,660,155,016</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】平成26年度概算額の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>加入者数(A)</td> <td>44,585人</td> </tr> <tr> <td>加入者1人当たり負担額(B)</td> <td>63,270円</td> </tr> <tr> <td>(A)×(B)</td> <td>2,820,892,950円</td> </tr> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	当該年度概算額	2,762,554,026	2,782,580,836	2,820,892,950	前々年度精算額	49,516,808	38,973,439	△ 160,737,934	合計	2,812,070,834	2,821,554,275	2,660,155,016	加入者数(A)	44,585人	加入者1人当たり負担額(B)	63,270円	(A)×(B)	2,820,892,950円
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																				
当該年度概算額	2,762,554,026	2,782,580,836	2,820,892,950																				
前々年度精算額	49,516,808	38,973,439	△ 160,737,934																				
合計	2,812,070,834	2,821,554,275	2,660,155,016																				
加入者数(A)	44,585人																						
加入者1人当たり負担額(B)	63,270円																						
(A)×(B)	2,820,892,950円																						

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	2,821,554	2,660,155	2,445,117	
負担金補助及び交付金	2,821,554	2,660,155	2,445,117	
人件費 B	1,629	1,581	1,585	
職員人工数	0.20	0.20	0.20	
職員人件費	1,629	1,581	1,585	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,823,183	2,661,736	2,446,702	
Cの財源内訳				
国庫支出金	1,266,189	1,113,010	963,742	介護納付金負担金等
県支出金	214,516	454,694	181,304	財政調整交付金
市債				
その他	1,045,676	787,441	970,677	保険料等
一般財源	296,802	306,591	330,979	25年度は、繰越金を含む

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	高額医療費共同事業拠出金	H91A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法附則第26条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	20 共同事業拠出金
施策	10 医療保険・年金		項	05 共同事業拠出金
			目	05 共同事業拠出金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和するため、拠出金を支出する。																									
対象 (誰を・何を)	国民健康保険被保険者																									
求める成果 (どのような状態にしたいか)	高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和する。																									
事業概要	高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和するため、80万円を超える医療費について、拠出金を国保連合会に支出する。																									
実施内容	<p>高額医療費共同事業とは、高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響を緩和するため、80万円を超える医療費について、県単位で費用負担を調整するものとして、都道府県国民健康保険団体連合会において実施されている。該当する高額医療費の実績(3年平均)に応じて高額医療費共同事業拠出金を国保連合会に支出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">拠出金の実績</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th colspan="2">平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①兵庫県下拠出金総額</td> <td>12,859,000,939円</td> <td>13,237,744,109円</td> <td colspan="2">14,400,981,595円</td> </tr> <tr> <td>②本市医療費按分拠出率</td> <td>0.102975</td> <td>0.100505</td> <td colspan="2">0.099210</td> </tr> <tr> <td>③尼崎市拠出金額</td> <td>1,324,155,622円</td> <td>1,330,459,472円</td> <td colspan="2">1,428,721,384円</td> </tr> </tbody> </table>	拠出金の実績						平成24年度	平成25年度	平成26年度		①兵庫県下拠出金総額	12,859,000,939円	13,237,744,109円	14,400,981,595円		②本市医療費按分拠出率	0.102975	0.100505	0.099210		③尼崎市拠出金額	1,324,155,622円	1,330,459,472円	1,428,721,384円	
拠出金の実績																										
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																							
①兵庫県下拠出金総額	12,859,000,939円	13,237,744,109円	14,400,981,595円																							
②本市医療費按分拠出率	0.102975	0.100505	0.099210																							
③尼崎市拠出金額	1,324,155,622円	1,330,459,472円	1,428,721,384円																							

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,330,459	1,428,721	1,504,791	
負担金補助及び交付金	1,330,459	1,428,721	1,504,791	
人件費 B	407	395	396	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	407	395	396	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,330,866	1,429,116	1,505,187	
Cの財源内訳				
国庫支出金	334,566	359,283	376,197	高額医療費共同事業負担金
県支出金	334,566	359,283	376,197	高額医療費共同事業負担金
市債				
その他	661,327	710,155	752,397	保険料
一般財源	407	395	396	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	保険財政共同安定化事業拠出金	HB1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法附則第26条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	平成18年度		款	20 共同事業拠出金
施策	10 医療保険・年金		項	05 共同事業拠出金
			目	10 共同安定化事業拠出金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	県内の市町国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、拠出金を支出する。																												
対象 (誰を・何を)	国民健康保険被保険者																												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	県内の市町国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図る。																												
事業概要	県内の市町国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、30万円を超えて80万円以下の医療費について、拠出金を国保連合会に支出する。																												
実施内容	<p>保険財政共同安定化事業とは、都道府県単位での保険運営推進、県内の市町国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、30万円超80万円以下の医療費について、市町村国保の拠出により県単位で財政リスクを分散しようとする制度である。該当する高額医療費の実績(3年平均)に応じて保険財政共同安定化事業拠出金を国保連合会に支出する。</p> <p>なお、平成27年度からは、80万円以下の全ての医療が対象となる。</p> <p>拠出金の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①兵庫県下拠出金総額</td> <td>51,691,986,568円</td> <td>51,745,985,392円</td> <td>53,655,562,395円</td> </tr> <tr> <td>②本市医療費按分拠出率</td> <td>0.09399</td> <td>0.093006491</td> <td>0.091860</td> </tr> <tr> <td>③ ①×②÷2</td> <td>2,429,264,909円</td> <td>2,406,356,253円</td> <td>2,464,399,981円</td> </tr> <tr> <td>④本市被保険者数按分拠出率</td> <td>0.093200</td> <td>0.092116</td> <td>0.091278</td> </tr> <tr> <td>⑤ ①×④÷2</td> <td>2,408,846,574円</td> <td>2,383,303,901円</td> <td>2,448,786,212円</td> </tr> <tr> <td>③+⑤ 拠出金合計</td> <td>4,838,111,483円</td> <td>4,789,660,154円</td> <td>4,913,186,193円</td> </tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	①兵庫県下拠出金総額	51,691,986,568円	51,745,985,392円	53,655,562,395円	②本市医療費按分拠出率	0.09399	0.093006491	0.091860	③ ①×②÷2	2,429,264,909円	2,406,356,253円	2,464,399,981円	④本市被保険者数按分拠出率	0.093200	0.092116	0.091278	⑤ ①×④÷2	2,408,846,574円	2,383,303,901円	2,448,786,212円	③+⑤ 拠出金合計	4,838,111,483円	4,789,660,154円	4,913,186,193円
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																										
①兵庫県下拠出金総額	51,691,986,568円	51,745,985,392円	53,655,562,395円																										
②本市医療費按分拠出率	0.09399	0.093006491	0.091860																										
③ ①×②÷2	2,429,264,909円	2,406,356,253円	2,464,399,981円																										
④本市被保険者数按分拠出率	0.093200	0.092116	0.091278																										
⑤ ①×④÷2	2,408,846,574円	2,383,303,901円	2,448,786,212円																										
③+⑤ 拠出金合計	4,838,111,483円	4,789,660,154円	4,913,186,193円																										

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	4,789,660	4,913,186	12,915,687	
負担金補助及び交付金	4,789,660	4,913,186	12,915,687	
人件費 B	407	395	396	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	407	395	396	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,790,067	4,913,581	12,916,083	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	4,789,660	4,913,186	12,915,687	保険料・共同安定化事業交付金
一般財源	407	395	396	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	医療費通知等経費	HF1K	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第82条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	昭和56年度		款	25 保健事業費
施策	10 医療保険・年金		項	05 保健事業費
			目	05 保健事業費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	国民健康保険事業の健全な運営に資するため、被保険者への医療費適正化の啓発を行う。																																	
対象 (誰を・何を)	国民健康保険被保険者及び1か月当たりレセプト4枚以上の重複者や1か月当たり15回以上の頻回受診者																																	
求める成果 (どのような状態にしたいか)	国民健康保険事業の健全な運営に資するため、重複・頻回受診者が適正に受診すること等により、被保険者の医療費適正化への意識を高める。																																	
事業概要	被保険者のうち、重複・頻回受診者への訪問指導及び被保険者への医療費の金額等を通知することにより、被保険者の健康意識を高め、事業の健全な運営に資する。																																	
実施内容	<p>重複・頻回受診者への訪問指導や被保険者への医療費の金額等を通知することにより、被保険者の健康意識を高め、事業の健全な運営に資する。</p> <p>・医療費通知発送回数・・・年間6回 医療費通知の件数・金額の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>支払金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>362,131 件</td> <td>16,880 千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>358,435 件</td> <td>16,933 千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>352,730 件</td> <td>17,645 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>国民健康保険被保険者のうち1か月当たりレセプト4枚以上の重複者や1か月当たり15回以上の頻回受診者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>942 人</td> <td>870 人</td> <td>1,143 人</td> <td>1,223 人</td> <td>1,045 人</td> <td>1,058 人</td> </tr> <tr> <td>訪問数</td> <td>84 件</td> <td>92 件</td> <td>105 件</td> <td>102 件</td> <td>115 件</td> <td>91 件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	支払金額	平成24年度	362,131 件	16,880 千円	平成25年度	358,435 件	16,933 千円	平成26年度	352,730 件	17,645 千円	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対象者数	942 人	870 人	1,143 人	1,223 人	1,045 人	1,058 人	訪問数	84 件	92 件	105 件	102 件	115 件	91 件
年度	件数	支払金額																																
平成24年度	362,131 件	16,880 千円																																
平成25年度	358,435 件	16,933 千円																																
平成26年度	352,730 件	17,645 千円																																
年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																												
対象者数	942 人	870 人	1,143 人	1,223 人	1,045 人	1,058 人																												
訪問数	84 件	92 件	105 件	102 件	115 件	91 件																												

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	16,933	17,789	18,317	
需用費	2,597	3,116	3,582	医療費通知書及び訪問指導用消耗品
役員費	14,336	14,673	14,735	郵送料
				平成25年度決算は、医療費通知経費のみ
人件費 B	3,169	3,558	3,963	
職員人工数	0.20	0.45	0.50	
職員人件費	1,629	3,558	3,963	
嘱託等人件費	1,540			
合計 C (A+B)	20,102	21,347	22,280	
C の財源内訳				
国庫支出金				
県支出金	16,933	17,645	18,018	財政調整交付金
市債				
その他		144	299	保険料
一般財源	3,169	3,558	3,963	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費	HF21	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市国民健康保険あんま、マッサージ、はり、きゅう施設利用規則第7条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	昭和48年度		款	25 保健事業費
施策	10 医療保険・年金		項	05 保健事業費
			目	05 保健事業費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

① 事業概要

事業実施趣旨	被保険者の健康の保持増進に寄与するため、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術費の助成を行う。																
対象 (誰を・何を)	国民健康保険被保険者																
求める成果 (どのような状態にしたいか)	被保険者の健康の保持増進に寄与する。																
事業概要	被保険者のはり・きゅう、あんま・マッサージの施術費の一部助成を行う。																
実施内容	<p>被保険者の健康の保持増進のため、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術費の一部助成を行う。</p> <p>1 利用回数1人年間12回 2 単価 1回当たり大人1,000円、小人500円</p> <p>給付実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>大人件数</th> <th>小人件数</th> <th>支払金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>23,011 件</td> <td>61 件</td> <td>23,042 千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>24,209 件</td> <td>89 件</td> <td>24,254 千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>22,501 件</td> <td>94 件</td> <td>22,548 千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	大人件数	小人件数	支払金額	平成24年度	23,011 件	61 件	23,042 千円	平成25年度	24,209 件	89 件	24,254 千円	平成26年度	22,501 件	94 件	22,548 千円
年度	大人件数	小人件数	支払金額														
平成24年度	23,011 件	61 件	23,042 千円														
平成25年度	24,209 件	89 件	24,254 千円														
平成26年度	22,501 件	94 件	22,548 千円														

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	24,254	22,548	23,219	
負担金補助及び交付金	24,254	22,548	23,219	
人件費 B	1,222	1,186	1,189	
職員人工数	0.15	0.15	0.15	
職員人件費	1,222	1,186	1,189	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	25,476	23,734	24,408	
C の財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	24,254	22,548	23,219	保険料
一般財源	1,222	1,186	1,189	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金	HH1A	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	60 諸支出金
施策	10 医療保険・年金		項	10 諸費
			目	05 分担金及び負担金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金管理担当
所属長名	中釜 政人		

①事業概要

事業実施趣旨	国民健康保険事業の能率的な運営を図るため、尼崎市鍼灸マッサージ師会等へ補助金を交付する。
対象 (誰を・何を)	尼崎市内の鍼灸師団体
求める成果 (どのような状態にしたいか)	尼崎市鍼灸マッサージ師会等へ補助金を交付することにより、国民健康保険事業の能率的な運営を図る。
事業概要	国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、尼崎市鍼灸マッサージ師会等に補助金を支出する。
実施内容	本市では、はり・きゅう、あんま・マッサージ施術費の助成を実施しており、国民健康保険事業の能率的な運営及び当該団体の円滑な事業運営に資するため、次の3団体に補助金を交付している。 1 尼崎市鍼灸マッサージ師会 2 尼崎市保険鍼灸師会 3 尼崎市鍼灸師会

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	576	576	576	
負担金補助及び交付金	576	576	576	
人件費 B	1,222	1,186	1,189	
職員人工数	0.15	0.15	0.15	
職員人件費	1,222	1,186	1,189	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,798	1,762	1,765	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,798	1,762	1,765	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	一般被保険者保険料過誤納金還付金	HI1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第110条、尼崎市国民健康保険条例施行規則第18条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	60 諸支出金
施策	10 医療保険・年金		項	10 諸費
			目	10 一般被保険者償還金及び還付加算金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	被保険者の資格異動等により、一般被保険者の過誤納となった納付済保険料の還付を行う。												
対象 (誰を・何を)	一般被保険者												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	保険料の過誤納につき、被保険者に納付済保険料を還付する。												
事業概要	一般被保険者の過誤納となった保険料の還付を行う。												
実施内容	過誤納となった過年度保険料の還付を行う。ただし、法110条により、徴収金を徴収し、又は還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2年を経過したときは時効によって消滅する。  <table border="1"> <caption>件数、還付額の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>還付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1,246 件</td> <td>26,157 千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1,177 件</td> <td>23,315 千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1,272 件</td> <td>28,844 千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	還付額	平成24年度	1,246 件	26,157 千円	平成25年度	1,177 件	23,315 千円	平成26年度	1,272 件	28,844 千円
年度	件数	還付額											
平成24年度	1,246 件	26,157 千円											
平成25年度	1,177 件	23,315 千円											
平成26年度	1,272 件	28,844 千円											

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	23,315	28,844	33,622	
償還金利子及び割引料	23,315	28,844	33,622	
人件費 B	5,051	4,902	4,914	
職員人工数	0.62	0.62	0.62	
職員人件費	5,051	4,902	4,914	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	28,366	33,746	38,536	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	23,315	28,844	33,622	保険料
一般財源	5,051	4,902	4,914	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	療養給付費負担金等返還金	HIID	事業分類	法定事業
根拠法令	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	60 諸支出金
施策	10 医療保険・年金		項	10 諸費
			目	10 一般被保険者償還金及び還付加算金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金管理担当
所属長名	中釜 政人		

①事業概要

事業実施趣旨	国庫負担金等について、精算により超過交付額が発生した場合の国等への返還金を支出する。																
対象 (誰を・何を)	国・県等																
求める成果 (どのような状態にしたいか)	国庫負担金等について、精算により超過交付額が発生した場合の国等への返還金を適正に支出する。																
事業概要	法律等に基づき、国庫負担金等について、精算により超過交付額が発生した場合の国等への返還金を支出する。																
実施内容	<p>国庫負担金等について、精算により超過交付額が発生した場合の国等への返還金を支出する。</p> <p>返還額の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国庫支出金</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>487,746,381 円</td> <td>1,634,619 円</td> <td>489,381,000 円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>619,594,699 円</td> <td>4,042,516 円</td> <td>623,637,215 円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>470,016,174 円</td> <td>4,461,000 円</td> <td>474,477,174 円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	国庫支出金	その他	合計	平成24年度	487,746,381 円	1,634,619 円	489,381,000 円	平成25年度	619,594,699 円	4,042,516 円	623,637,215 円	平成26年度	470,016,174 円	4,461,000 円	474,477,174 円
年度	国庫支出金	その他	合計														
平成24年度	487,746,381 円	1,634,619 円	489,381,000 円														
平成25年度	619,594,699 円	4,042,516 円	623,637,215 円														
平成26年度	470,016,174 円	4,461,000 円	474,477,174 円														

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	623,637	474,477	0	事業費(25年度の623,637千円及び26年度の474,477千円)は繰越金
償還金利子及び割引料	623,637	474,477		
人件費 B	407	395	0	
職員人工数	0.05	0.05		
職員人件費	407	395		
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	624,044	474,872	0	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	624,044	474,872	0	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	退職被保険者等保険料過誤納金還付金	HJ1A	事業分類	法定事業
根拠法令	国民健康保険法第110条、尼崎市国民健康保険条例施行規則第18条		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	—		款	60 諸支出金
施策	10 医療保険・年金		項	10 諸費
			目	15 退職被保険者等償還金及び還付加算金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	国保年金課
所属長名	村田 秀明		

①事業概要

事業実施趣旨	被保険者の資格異動等により、退職被保険者等の過誤納となった納付済保険料の還付を行う。												
対象 (誰を・何を)	退職被保険者等												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	保険料の過誤納につき、被保険者に納付済保険料を還付する。												
事業概要	退職被保険者等の過誤納となった保険料の還付を行う。												
実施内容	<p>過年度保険料に係る保険料還付金</p> <p>[時効]国民健康保険法110条① 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又は還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は2年を経過したときは時効によって消滅する。</p> <p>件数、還付額の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>還付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>35 件</td> <td>1,253 千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>39 件</td> <td>539 千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>23 件</td> <td>441 千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	還付額	平成24年度	35 件	1,253 千円	平成25年度	39 件	539 千円	平成26年度	23 件	441 千円
年度	件数	還付額											
平成24年度	35 件	1,253 千円											
平成25年度	39 件	539 千円											
平成26年度	23 件	441 千円											

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	539	441	2,824	事業費(25年度の539千円及び26年度の441千円)は繰越金
償還金利子及び割引料	539	441		
人件費 B	244	237	238	
職員人工数	0.03	0.03	0.03	
職員人件費	244	237	238	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	783	678	3,062	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	539	441	2,824	保険料
一般財源	244	237	238	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	資格給付関係事務経費	S018	事業分類	内部管理事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	63 後期高齢者医療事業費
事業開始年度	平成20年度		款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当
所属長名	濱本 範子		

① 事業概要

事業実施趣旨	被保険者証の発行・引渡しなどの資格関係事務及び療養費、高額療養費、高額介護合算療養費などの給付関係事務の受付など市の分担事務																																		
対象 (誰を・何を)	後期高齢者医療制度の被保険者																																		
求める成果 (どのような状態にしたいか)	後期高齢者医療被保険者の資格を管理し、被保険者の疾病・負傷に関して必要な給付を行うことにより、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る。																																		
事業概要	被保険者証の引渡し、被保険者からの各種届出や申請の受付などの資格関係事務、療養費や葬祭費の申請の受付のほか、高額療養費、高額介護合算療養費に関する広域連合から直接対象者に郵送された申請書類の受付などの給付関係事務を行う。																																		
実施内容	<p>・被保険者数 平成27年3月末 54,152人 682,607人 (県全体)</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 高額療養費申請受付件数</td> <td></td> <td>3. 療養費申請受付件数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・平成25年3月末</td> <td>5,418 件</td> <td>・平成25年3月末</td> <td>15,796 件</td> </tr> <tr> <td>・平成26年3月末</td> <td>4,822 件</td> <td>・平成26年3月末</td> <td>17,104 件</td> </tr> <tr> <td>・平成27年3月末</td> <td>5,095 件</td> <td>・平成27年3月末</td> <td>18,638 件</td> </tr> <tr> <td>2. 高額介護合算療養費申請受付件数</td> <td></td> <td>4. 葬祭費支給申請受付件数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・平成25年3月末</td> <td>2,664 件</td> <td>・平成25年3月末</td> <td>2,775 件</td> </tr> <tr> <td>・平成26年3月末</td> <td>2,947 件</td> <td>・平成26年3月末</td> <td>2,533 件</td> </tr> <tr> <td>・平成27年3月末</td> <td>3,176 件</td> <td>・平成27年3月末</td> <td>2,534 件</td> </tr> </table>			1. 高額療養費申請受付件数		3. 療養費申請受付件数		・平成25年3月末	5,418 件	・平成25年3月末	15,796 件	・平成26年3月末	4,822 件	・平成26年3月末	17,104 件	・平成27年3月末	5,095 件	・平成27年3月末	18,638 件	2. 高額介護合算療養費申請受付件数		4. 葬祭費支給申請受付件数		・平成25年3月末	2,664 件	・平成25年3月末	2,775 件	・平成26年3月末	2,947 件	・平成26年3月末	2,533 件	・平成27年3月末	3,176 件	・平成27年3月末	2,534 件
1. 高額療養費申請受付件数		3. 療養費申請受付件数																																	
・平成25年3月末	5,418 件	・平成25年3月末	15,796 件																																
・平成26年3月末	4,822 件	・平成26年3月末	17,104 件																																
・平成27年3月末	5,095 件	・平成27年3月末	18,638 件																																
2. 高額介護合算療養費申請受付件数		4. 葬祭費支給申請受付件数																																	
・平成25年3月末	2,664 件	・平成25年3月末	2,775 件																																
・平成26年3月末	2,947 件	・平成26年3月末	2,533 件																																
・平成27年3月末	3,176 件	・平成27年3月末	2,534 件																																

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	4,585	5,030	5,175	
需用費	84	169	175	申請書、トナー等の購入
役務費	4,501	4,861	5,000	郵送料
人件費 B	22,598	22,742	25,556	
職員人工数	1.93	1.93	1.93	
職員人件費	15,722	15,259	15,295	
嘱託等人件費	6,876	7,483	10,261	
合計 C(A+B)	27,183	27,772	30,731	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他		141		督促手数料
一般財源	27,183	27,631	30,731	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	普及啓発事業費	S01A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	63 後期高齢者医療事業費
事業開始年度	平成20年度		款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当
所属長名	濱本 範子		

① 事業概要

事業実施趣旨	平成20年度に、それまでの老人保健制度に代わり後期高齢者医療制度が創設された。平成21年度から新たに始まった高額介護合算療養費支給制度や2年ごとに見直される保険料率など、制度に対する周知を図る必要がある。																		
対象 (誰を・何を)	市民																		
求める成果 (どのような状態にしたいか)	後期高齢者医療制度に対する市民の理解を深めることで、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る。																		
事業概要	後期高齢者医療制度に対する市民の理解を深めるため、広報を行う。市報やホームページへの掲載のほか、パンフレットを作成し、全戸配布する。より身近に制度を理解し、個別の相談にも応じられるよう市民説明会を実施する。																		
実施内容	<p>1 市民配布用チラシ「後期高齢者医療制度のご案内」の発行</p> <table border="0"> <tr> <td>・作成部数</td> <td>214,000部</td> </tr> <tr> <td>・作成費用</td> <td>704,916円</td> </tr> <tr> <td>・配布費用</td> <td>920,160円</td> </tr> </table> <p>2 市民配布用チラシ「後期高齢者医療制度のご案内」点字及びカセットテープ版の作成及び配布</p> <table border="0"> <tr> <td>・配布部数</td> <td>点字版 25部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カセットテープ版 65本</td> </tr> <tr> <td>・作成配布費用</td> <td>112,860円</td> </tr> </table> <p>3 市民説明会の開催</p> <table border="0"> <tr> <td>・開催回数</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>・開催費用</td> <td>8,370円</td> </tr> </table>			・作成部数	214,000部	・作成費用	704,916円	・配布費用	920,160円	・配布部数	点字版 25部		カセットテープ版 65本	・作成配布費用	112,860円	・開催回数	7回	・開催費用	8,370円
・作成部数	214,000部																		
・作成費用	704,916円																		
・配布費用	920,160円																		
・配布部数	点字版 25部																		
	カセットテープ版 65本																		
・作成配布費用	112,860円																		
・開催回数	7回																		
・開催費用	8,370円																		

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,724	1,746	1,922	
需用費	711	705	793	チラシ作成経費
委託料	1,005	1,033	1,120	チラシ配布、点字・カセット版作成配付経費
使用料及び賃借料	8	8	9	説明会会場使用料
人件費 B	2,770	2,214	2,219	
職員人工数	0.34	0.28	0.28	
職員人件費	2,770	2,214	2,219	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,494	3,960	4,141	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,724	1,952	1,922	特別対策補助金(臨時特例基金)
一般財源	2,770	2,008	2,219	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	後期高齢者医療制度システム関係経費	S01K	事業分類	内部管理事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	63 後期高齢者医療事業費
事業開始年度	平成20年度		款	10 総務費
施策	10 医療保険・年金		項	05 総務管理費
			目	10 一般管理費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。
局	市民協働局
課	後期高齢者医療制度担当
所属長名	濱本 範子

①事業概要

事業実施趣旨	後期高齢者医療制度を円滑かつ迅速に運営するための機器の賃借及びシステムの改修		
対象(誰を・何を)	後期高齢者医療制度システム		
求める成果(どのような状態にしたいか)	後期高齢者医療制度の円滑で迅速な運営を図る。		
事業概要	広域連合の分担する事務に係る市の受付事務に要する標準システム窓口端末機の賃借経費を負担する。 社会保障・税番号制度導入に係る市のシステム改修を行う。		
実施内容	●(平成24年度)住基法改正等に係るシステム改修委託料	1,667,820円(債務負担行為支払い)	
	●(平成25年度)	—(実施無し)	
	●(平成26年度)マイナンバー制度に係るシステム改修委託料	1,741,824円	
	●標準システム端末機器賃借料		
	設置台数:5台(市政情報センター1台、本庁窓口4台)		
	(平成24年度)	1,280,712円	・10月にリース契約・機器更改実施に伴い賃借料減
	(平成25年度)	996,660円	
	(平成26年度)	1,025,136円	

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	997	2,767	18,522	
委託料	0	1,742	17,496	システム改修経費
使用料及び賃借料	997	1,025	1,026	窓口端末機器賃借料
人件費 B	1,874	2,688	3,566	
職員人工数	0.23	0.34	0.45	
職員人件費	1,874	2,688	3,566	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,871	5,455	22,088	
C 国庫支出金		1,161	11,664	
の 県支出金				
財 市債				
源 市債				
内 市債				
訳 市債				
一般財源	2,871	4,294	10,424	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	賦課関係事務経費	S511	事業分類	内部管理事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	63 後期高齢者医療事業費
事業開始年度	平成20年度		款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金		項	10 賦課徴収費
			目	05 賦課徴収費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。
局	市民協働局
課	後期高齢者医療制度担当
所属長名	濱本 範子

①事業概要

事業実施趣旨	保険料を決定する際の所得情報を把握して広域連合へ提供し、広域連合により決定された保険料額について、市で期別保険料納付額を決定し、広域連合の保険料額決定通知と合わせて通知書を作成し、被保険者に送付するなどの賦課関係事務経費	
対象(誰を・何を)	後期高齢者医療制度の被保険者	
求める成果(どのような状態にしたいか)	後期高齢者医療保険料を適正に通知し、期限前納付を促す。	
事業概要	被保険者の所得情報を把握(転入した被保険者に係る転入前市町村への所得照会事務、所得未申告の被保険者への簡易申告の送付及び受付を含む。)し、所得情報をシステムへ入力して、広域連合へ提供する。 広域連合により決定された保険料額について、市で期別保険料納付額を決定し、広域連合の保険料額決定通知と合わせて通知書を作成し、被保険者に送付する。	
実施内容	【当初賦課決定通知】 52,951通 【月次賦課決定通知】 3,501通 【簡易申告書送付】 3,029通 【所得他市照会】 816通 【減免申請件数】 91件	
	賦課関係発送総通数	申請を要せず、年齢到達により被保険者となるため、当初は郵送のみが唯一の連絡手段である。加入前の保険は85%が国保であるため、その個人情報(電話番号、口座番号等)を後期高齢者医療制度へ引き継ぐことができれば、被保険者の利便性がよくなる。
	平成22年度	59,372
	平成23年度	61,658
	平成24年度	65,075
	平成25年度	68,103
	平成26年度	68,741

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	6,013	6,225	6,627	
需用費	2,139	2,226	2,318	帳票、封筒、トナー等の購入
役務費	3,874	3,999	4,309	郵送料
人件費 B	9,122	8,981	8,342	
職員人工数	0.81	0.81	0.81	
職員人件費	6,598	6,404	6,419	
嘱託等人件費	2,524	2,577	1,923	
合計 C(A+B)	15,135	15,206	14,969	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財 市債				
源 市債				
内 市債				
訳 市債				
一般財源	15,135	15,206	14,969	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	徴収関係事務経費	S515	事業分類	内部管理事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	63 後期高齢者医療事業費
事業開始年度	平成20年度		款	05 総務費
施策	10 医療保険・年金		項	10 賦課徴収費
			目	05 賦課徴収費

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当
所属長名	濱本 範子		

① 事業概要

事業実施趣旨	納期ごとに納付書を送付して納付を促し、納期限後未納者に督促状を、滞納者には8・2月に催告状を送付し、年度内納付を促す。																		
対象 (誰を・何を)	後期高齢者医療保険料収納率																		
求める成果 (どのような状態にしたいか)	後期高齢者医療事業を円滑に実施するために必要な保険料の収納率を上げる。																		
事業概要	特別徴収(年金からの天引き)以外の普通徴収(納付書や口座振替)の方法により納付する被保険者のうち、期限内に納付のないものには督促状を送付、それでも納付されない場合には催告状を送付するとともに、電話や訪問等による納付折衝を行うことにより滞納整理を実施し、収納率の向上を図っている。																		
実施内容	<p>【納付勧奨】納期後督促、8・2月に催告状を送付し、年度内納付を促す。                  【口座振替推進】新規資格取得者に対して口座振替勧奨、ペイジーの導入を検討する。                  【所得把握】保険料納付済通知書に所得の申告の必要性を謳う。                  【電話催告】臨時的任用職員を2人体制に増員し、毎月500件程度架電し、保険料未納者の状況に応じた催告に努め、納付指導へつなげている。更に、電話番号の捕捉に努める。                  【短期証】発行前に小額滞納者への一般証切替えを促す電話勧奨、来庁相談を始め、納付意識の向上に努めた。                  【滞納整理】高額滞納者上位100人と折衝し、早期滞納解消又は分納誓約を取り付けた。今後、国保年金課と連携して、所得調査を実施し悪質者には滞納処分を行う。</p> <p>【収納率の推移(現年分)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎市</td> <td>98.76%</td> <td>98.84%</td> <td>98.84%</td> <td>99.08%</td> <td>99.16%</td> </tr> <tr> <td>広域連合</td> <td>99.20%</td> <td>99.26%</td> <td>99.25%</td> <td>99.30%</td> <td>99.34%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	尼崎市	98.76%	98.84%	98.84%	99.08%	99.16%	広域連合	99.20%	99.26%	99.25%	99.30%	99.34%
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度														
尼崎市	98.76%	98.84%	98.84%	99.08%	99.16%														
広域連合	99.20%	99.26%	99.25%	99.30%	99.34%														

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	9,402	9,147	10,412	
旅費	1		70	滞納整理用職員旅費
需用費	2,800	2,332	2,707	納付書、督促状等の購入
役員費	6,126	6,307	7,048	納付書、督促状等の郵送料
委託料	475	508	587	口座振替伝送処理等委託
人件費 B	21,482	19,949	20,870	
職員人工数	1.82	1.82	1.76	
職員人件費	14,826	14,389	13,948	
嘱託等人件費	6,656	5,560	6,922	
合計 C(A+B)	30,884	29,096	31,282	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	30,884	29,096	31,282	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	保険料等負担金	S911	事業分類	法定事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	63 後期高齢者医療事業費
事業開始年度	平成20年度		款	10 後期高齢者医療広域連
施策	10 医療保険・年金		項	05 後期高齢者医療広域連
			目	05 後期高齢者医療広域連合納付金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当
所属長名	濱本 範子		

① 事業概要

事業実施趣旨	高齢者の医療の確保に関する法律第105条の規定に基づき、広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、広域連合規約で定めるところにより、本市が徴収した保険料及び延滞金を広域連合に納付する。												
対象 (誰を・何を)	後期高齢者医療保険料及び延滞金												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	条例に基づき徴収した保険料及び延滞金を納付し、広域連合が行う後期高齢者医療事業を円滑に実施する。												
事業概要	本市が徴収した被保険者からの保険料(現年度、滞納繰越及び前年度繰越金)及び納期限後に納付する際の延滞金を兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する。												
実施内容	<p>保険料等負担金の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>尼崎市負担金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>3,212,334,371</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>3,220,345,222</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>3,622,514,861</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>3,808,237,340</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>3,922,082,156</td> </tr> </tbody> </table>		尼崎市負担金額	平成22年度	3,212,334,371	平成23年度	3,220,345,222	平成24年度	3,622,514,861	平成25年度	3,808,237,340	平成26年度	3,922,082,156
	尼崎市負担金額												
平成22年度	3,212,334,371												
平成23年度	3,220,345,222												
平成24年度	3,622,514,861												
平成25年度	3,808,237,340												
平成26年度	3,922,082,156												

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	3,808,237	3,922,802	4,022,918	
負担金補助及び交付金	3,808,237	3,922,802	4,022,918	
人件費 B	733	791	793	
職員人工数	0.09	0.10	0.10	
職員人件費	733	791	793	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	3,808,970	3,923,593	4,023,711	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	3,808,237	3,922,802	4,022,918	保険料等徴収金
	733	791	793	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	保険基盤安定拠出金	S91A	事業分類	法定事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	63 後期高齢者医療事業費
事業開始年度	平成20年度		款	10 後期高齢者医療広域連
施策	10 医療保険・年金		項	05 後期高齢者医療広域連
			目	05 後期高齢者医療広域連合納付金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当
所属長名	濱本 範子		

① 事業概要

事業実施趣旨	平成20年度に老人保健制度に代わって創設された後期高齢者医療制度の運営に当たり、低所得者等の保険料を軽減する。																																																																					
対象 (誰を・何を)	後期高齢者医療制度の被保険者のうち低所得者等																																																																					
求める成果 (どのような状態にしたいか)	後期高齢者医療制度の創設に当たり、急激な保険料負担を軽減する。																																																																					
事業概要	高齢者の医療の確保に関する法律第105条の規定に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合に対し、低所得者等の軽減した保険料相当額の4分の1を負担する。																																																																					
実施内容	均等割額の軽減割合9割及び8.5割のうち7割に当たる軽減分、5割、2割軽減分及び被用者保険の被扶養者の5割軽減分を市：県＝1：3で負担する。  保険基盤安定拠出金の推移 (円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成24年度</th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">平成26年度</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>軽減金額</th> <th>人数</th> <th>軽減金額</th> <th>人数</th> <th>軽減金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9割軽減</td> <td>13,907</td> <td>435,228,520</td> <td>14,318</td> <td>448,262,687</td> <td>14,656</td> <td>474,696,832</td> </tr> <tr> <td>8.5割軽減</td> <td>8,761</td> <td>274,460,525</td> <td>9,476</td> <td>297,713,787</td> <td>10,030</td> <td>325,384,945</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>1,028</td> <td>22,967,468</td> <td>1,061</td> <td>23,782,126</td> <td>3,602</td> <td>83,804,806</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>3,595</td> <td>32,026,283</td> <td>4,010</td> <td>35,948,211</td> <td>4,183</td> <td>38,916,978</td> </tr> <tr> <td>被扶養者</td> <td>1,642</td> <td>36,599,968</td> <td>1,592</td> <td>35,863,919</td> <td>1,491</td> <td>34,322,454</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28,933</td> <td>801,282,764</td> <td>30,457</td> <td>841,570,730</td> <td>33,962</td> <td>957,126,015</td> </tr> <tr> <td>財市 (1/4)</td> <td></td> <td>200,320,691</td> <td></td> <td>210,392,683</td> <td></td> <td>239,281,504</td> </tr> <tr> <td>源 県 (3/4)</td> <td></td> <td>600,962,073</td> <td></td> <td>631,178,047</td> <td></td> <td>717,844,511</td> </tr> </tbody> </table>		平成24年度		平成25年度		平成26年度		人数	軽減金額	人数	軽減金額	人数	軽減金額	9割軽減	13,907	435,228,520	14,318	448,262,687	14,656	474,696,832	8.5割軽減	8,761	274,460,525	9,476	297,713,787	10,030	325,384,945	5割軽減	1,028	22,967,468	1,061	23,782,126	3,602	83,804,806	2割軽減	3,595	32,026,283	4,010	35,948,211	4,183	38,916,978	被扶養者	1,642	36,599,968	1,592	35,863,919	1,491	34,322,454	合計	28,933	801,282,764	30,457	841,570,730	33,962	957,126,015	財市 (1/4)		200,320,691		210,392,683		239,281,504	源 県 (3/4)		600,962,073		631,178,047		717,844,511
	平成24年度		平成25年度		平成26年度																																																																	
	人数	軽減金額	人数	軽減金額	人数	軽減金額																																																																
9割軽減	13,907	435,228,520	14,318	448,262,687	14,656	474,696,832																																																																
8.5割軽減	8,761	274,460,525	9,476	297,713,787	10,030	325,384,945																																																																
5割軽減	1,028	22,967,468	1,061	23,782,126	3,602	83,804,806																																																																
2割軽減	3,595	32,026,283	4,010	35,948,211	4,183	38,916,978																																																																
被扶養者	1,642	36,599,968	1,592	35,863,919	1,491	34,322,454																																																																
合計	28,933	801,282,764	30,457	841,570,730	33,962	957,126,015																																																																
財市 (1/4)		200,320,691		210,392,683		239,281,504																																																																
源 県 (3/4)		600,962,073		631,178,047		717,844,511																																																																

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	841,571	957,126	994,320	
食糧金補助及び交付金	841,571	957,126	994,320	
人件費 B	733	791	793	
職員人工数	0.09	0.10	0.10	
職員人件費	733	791	793	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	842,304	957,917	995,113	
C の財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	842,304	957,917	995,113	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	保険料過誤納金還付金	SK11	事業分類	法定事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	63 後期高齢者医療事業費
事業開始年度	平成20年度		款	60 諸支出金
施策	10 医療保険・年金		項	05 償還金及び還付加算金
			目	05 保険料還付金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当
所属長名	濱本 範子		

① 事業概要

事業実施趣旨	被保険者から徴収した保険料の過年度過誤納金を還付し、広域連合に請求している。特別徴収された保険料の還付は、日本年金機構との調整を経て還付手続きを行う。												
対象 (誰を・何を)	後期高齢者医療保険料の過年度還付金												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	後期高齢者医療過年度還付金の発生から迅速に処理する。												
事業概要	保険料の過年度過誤納金を還付し、広域連合に請求する。												
実施内容	還付金の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>還付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>8,619,588</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>15,177,194</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>8,871,318</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>7,671,687</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>9,180,742</td> </tr> </tbody> </table>		還付金額	平成22年度	8,619,588	平成23年度	15,177,194	平成24年度	8,871,318	平成25年度	7,671,687	平成26年度	9,180,742
	還付金額												
平成22年度	8,619,588												
平成23年度	15,177,194												
平成24年度	8,871,318												
平成25年度	7,671,687												
平成26年度	9,180,742												

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	7,672	9,181	9,096	
償還金利息及び割引料	7,672	9,181	9,096	
人件費 B	5,053	4,942	4,672	
職員人工数	0.42	0.40	0.40	
職員人件費	3,421	3,162	3,170	
嘱託等人件費	1,632	1,780	1,502	
合計 C (A+B)	12,725	14,123	13,768	
C の財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	7,668	9,176	9,096	広域連合還付金
一般財源	5,057	4,947	4,672	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	保険料還付加算金	SP11	事業分類	法定事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	63 後期高齢者医療事業費
事業開始年度	平成20年度		款	60 諸支出金
施策	10 医療保険・年金		項	05 償還金及び還付加算金
			目	10 還付加算金

施策の展開方向	(10-1) 支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。		
局	市民協働局	課	後期高齢者医療制度担当
所属長名	濱本 範子		

① 事業概要

事業実施趣旨	被保険者から徴収した保険料の過誤納金の還付に伴う加算金を支出し、広域連合に請求している。																				
対象 (誰を・何を)	後期高齢者医療保険料の過誤納金																				
求める成果 (どのような状態にしたいか)	過誤納金の発生から迅速に処理する。																				
事業概要	保険料の過誤納金の還付加算金を支出し、広域連合に請求する。																				
実施内容	<p>平成26年度以前の賦課保険料につき、減額更正の期間制限を5年として取り扱うこととなったため、還付加算金の額が増加している。</p> <p>還付加算金の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>還付加算金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>17</td> <td>17,100</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>55</td> <td>85,400</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>11</td> <td>24,100</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>6</td> <td>15,500</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>65</td> <td>173,483</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成26年度の還付加算金のうち平成20～24年度賦課の還付加算金額147,500円を通知し、申請に基づき支払った額を含む。平成25年度以降に賦課したものについては、通常の還付処理をしている。</p>				件数	還付加算金	平成22年度	17	17,100	平成23年度	55	85,400	平成24年度	11	24,100	平成25年度	6	15,500	平成26年度	65	173,483
	件数	還付加算金																			
平成22年度	17	17,100																			
平成23年度	55	85,400																			
平成24年度	11	24,100																			
平成25年度	6	15,500																			
平成26年度	65	173,483																			

② 事業費

(単位:千円)

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	16	173	50	
償還金科字及び割引料	16	173	50	
人件費 B	572	592	563	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	407	395	396	
嘱託等人件費	165	197	167	
合計 C (A+B)	588	765	613	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財 市債				
源 其他	16	173	50	広域連合還付加算金
内 一般財源	572	592	563	
訳				

(このページは白紙です)

# 平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費 44C1	事業分類	ソフト事業
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法等	事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市生活習慣病予防ガイドライン、国保実施計画等	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成24年度	款	20 衛生費
施策	10 医療保険・年金	項	05 保健衛生費
		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(10-2) 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざす。		
局	市民協働局	課	ヘルスアップ戦略担当
所属長名	野口 緑		

## ① 事業概要

事業実施趣旨	今後迎える超高齢化に備え、全てのライフステージにある市民の生活習慣病の予防や重症化予防等、市民の健康増進に取組み、結果として医療費、介護給付費等の適正化を目指す。
対象(誰を・何を)	全市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	予防指標を超える市民の割合の減少、市民の健康寿命の延伸、結果として介護保険扶助費、国保医療費の適正化、高血糖、高血圧など生活習慣病予備軍の減少
事業概要	全てのライフステージを網羅した生活習慣病予防に関する共通指針として策定した「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン(平成23年12月)」を活用し、健康、教育、福祉、協働、産業経済など分野を超えた全庁横断的な連携による効果的な事業展開を行う。
実施内容	<p>ヘルスアップ尼崎戦略会議及び6つの部会での協議、調整、担当者間の連携作業を通じ、平成26年度も引き続き、全庁横断的な生活習慣病予防及び重症化予防、介護予防等に資する市民への学習機会の提供や効果的な事業連携につながる施策の協議、評価、再構築に取組み、結果としての医療費、介護給付費等の適正化対策に向けた取組みを進めた。</p> <p>具体的には、健康支援推進担当(ア)、高齢介護課(イ)、給与課(ウ)、学校教育課(エ)、学校保健課(オ)、保育課保育指導担当(カ)との連携による施策展開に加え、保育所保育士、幼稚園教諭による就学前学習教材の作成を行った。</p> <p>1 要支援、要介護健診・保健指導事業(ア)(イ)～軽度要介護者を重度化させないために、医療保険に関係なく市独自に健診を行った。(対象者2,165人/受診者583人、保健指導実施人数125人)→国保以外の対象者の受診率が低迷。健診の意義について知ってもらうことが課題。</p> <p>2 サルコペニア肥満調査事業(ア)(イ)～今後、本市介護予防対策を検討するための実態把握としても実施。(筋肉量測定実施者4,963人、運動指導利用者 419人、サルコペニア該当者12人)→サルコペニア該当者は全員内臓脂肪蓄積であり、食事バランスと身体活動量の課題が明らかとなった。</p> <p>3 糖尿病窓口負担助成事業(ア)～HbA1c8.4%以上で経済的な理由で未受療の人に、窓口負担金の助成を行う。(対象者30人/実績5件)→助成対象者は月1回の面談と主治医からの報告でコントロール良好。実績が伸びておらず、必要な対象者がもれていないか、健診後の保健指導で改めて確認していく。</p> <p>4 生涯にわたる職員の生活習慣病予防対策事業～課長級以上市職員の研修会。(対象者74人/参加者33人)→退職後、国保への健診結果の引き継ぎ数件。再任用、嘱託期間は協会けんぽに加入するため、引き継ぎがうまく行っていないのが課題。</p> <p>5 小中学校での生活習慣病予防対策事業～子どもの頃から望ましい生活習慣の獲得(実施数 35施設(保育所・幼稚園・小学校)72クラス・団体一前年に比べ25クラス、743人増)</p> <p>6 保育所、幼稚園生活習慣教育事業～保育所、幼稚園共通教材「やさいをたべようカード」の作成。就学前に望ましい生活習慣の獲得に向けた環境づくりを行った。平成27年度はさらに教育の標準化を図るためのガイドラインを作成する。</p>

## ② 事業費

事業費 A	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
報償費	0	0	54	
委託料	140	497	686	
需用費	1,354	1,910	2,245	
使用料及び賃借料	0	0	14	
その他				
人件費 B	8,961	15,812	11,888	
職員人工数	1.10	2.00	1.50	
職員人件費	8,961	15,812	11,888	
嘱託等件費				
合計 C(A+B)	10,455	18,219	14,887	
C				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	10,455	18,219	14,887	

## ③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	健診受診率、各ライフステージで予防指標を超えたものの割合(有所見率)の減少 ●目標値については、11、14歳を対象とした「生活習慣病予防健診(通称:尼っこ健診)」にかかると見解を指標として参考計上する。							単位	%	
目標・実績	目標値	減少	達成年度	34年度	24年度	41.5%	25年度	45.8%	26年度	52.2%
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成でまず <input type="checkbox"/> 下回った 尼っこ健診は、全市民を対象とし、かつ、受診率が毎年3割程度確保できていることに併せ、親、祖父母も含めた家族の生活習慣の結果が、児童生徒の健診結果に反映されると思われるため目標値として用いた。有所見の減少は、教育委員会との連携による小中学校での授業の継続実施や、これまでの当該健診受診者の保護者に対する健診結果説明(学習機会)による効果が考えられる。									

## ④ 必要性・有効性の点検

必要性	ニ崎市国民健康保険健康事業実施計画(データヘルス計画)(平成27年5月策定)の策定に伴い行った諸データの分析から、男女とも、虚血性心疾患や脳梗塞の死亡率、高額医療を要する医療の発生は減少しており、平成24年の対平成20年一人当たり医療費額が、国、県、阪神7市と比較しても低額、伸び率も最も低い結果であったことから、これまでの取組み成果を示唆する結果であった。国保にとどまらず、全てのライフステージ、すべての医療保険(生活保護受給者含む)を対象に、全庁横断的に協議、連携するための「ヘルスアップ尼崎戦略推進会議」で共有し、連携しながら施策展開していく。加入医療保険に関わりなく、全てのライフステージを対象に、健診・保健指導の推進、生活習慣病予防に向けた学習機会の提供の相乗効果により、「未来へつなぐプロジェクト」の達成が期待できる。
有効性	

## ⑤ 受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	健診、保健指導はそれぞれ根拠法にもとづく負担割合を適用している。教材を使用した小中学校の授業においては等しく教育をうけてもらうため、受益者負担は発生させない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	成人の学習機会の提供における受益者負担は今後検討する予定。

他自治体及び国との基準比較	全庁横断的に生活習慣病対策を協議、評価、再構築を行う本市のようなしくみがある自治体があるかどうか不明。
---------------	---

## ⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	学習機会の提供については、保健指導や教育が可能な受託機関があれば委託可能。(現在は可能な団体なし。)
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	市が実態把握、課題設定し、それを市民と共有するため、市が学習機会を提供し、市民が学習する。市民が健診、保健指導を利用し、市はその機会を提供する。

## ⑧ 総合評価

総合評価	拡充	平成26年度ヘルスアップ戦略会議2回開催、6部会合計26回開催し、それぞれの課題事項について協議、課題解決に必要な施策を連携実施、展開してきた。介護予防ではサルコペニア肥満調査事業と介護予防事業との連携、保育所、幼稚園が連携して作成した就学前教育教材を作成し、他の業務でも連携が深まっている。また、重症化予防として、がん検診後の精査対象者で未受療者のフォローアップについて、保健所、健康支援、保護課との連携が始まるなど、全庁的な対策が進んできている。直ちに全庁的な生活習慣病予防の効果を明らかにすることは難しいが、事業を継続しながら、毎年、健診結果の改善状況などを評価していく。さらに大きな成果に結びつけるためには、国保以外の働き盛り世代の実態把握、認知症、OOPD予防対策が今後の課題である。
------	----	---

## ⑨ 改善の方向性

今後の改善策	協議の結果、平成27年度新たに次の事業を拡充して実施する。 【介護予防】未来いまカラダづくり・介護予防事業 【保育・学校教育】生活習慣病予防ガイドラインの手引き【就学前編】作成事業 【ポピュレーションアプローチ】ためて使う「未来いまカラダポイント」事業
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	ヘルスアップ尼崎戦略事業費	HD11	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市国民健康保険特定健康診査等第2期実施計画		会計	10 国民健康保険事業費
事業開始年度	平成18年度		款	25 保健事業費
施策	10 医療保険・年金		項	03 特定健康診査等事業費
			目	05 特定健康診査等事業費

施策の展開方向	(10-2) 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざす。		
局	市民協働局	課	ヘルスアップ戦略担当・健康支援推進担当
		所属長名	野口緑・小島寿美

① 事業概要

事業実施趣旨	医療制度改革の実施により国が目指す皆保険制度の維持という基本的な方向性を踏まえ、本市国民健康保険事業等における医療費適正化を効率的、効果的に推進する。		
対象(誰を・何を)	11歳、14歳、16歳～39歳の市民、40歳～74歳の尼崎市国民健康保険被保険者、75歳以上の後期高齢者医療制度被保険者		
求める成果(どのような状態にしたいか)	生活習慣病の重症化による高額な医療費を短期的に適正化するため、健診とその結果に基づく保健指導を行うとともに、より若い世代からの望ましい生活習慣の獲得を図る。ひいては、このことで、中長期的な医療費の適正化に繋げる。		
事業概要	法律に基づき、平成20年度から特定健診・特定保健指導や、重症化予防を図るためのハイリスク健診・保健指導を実施。平成22年度から、将来の医療費適正化に繋げるため、若年層への生活習慣病予防健診・保健指導、国保以外の医療保険に加入している市民への保健指導、後期高齢者健診を実施。平成25年度から、新たに全庁的な生活習慣病予防にかかる戦略的な対策を講じるため、「未来いまカラダ戦略事業」を実施している。		
実施内容	<p>1 ヘルスアップ健診事業</p> <p>① 受診率向上対策 平成25年度37.1%に下がった受診率を、平成23,24年度並の39%に回復することを目標に実施。(平成27年度受診率:39.5%)</p> <p>② 重症化予防対策</p> <p>健診結果から、高血圧、高血糖、高LDL-c、腎機能低下者等の重症者に対し、年間を通じたフォロー体制の仕組みとして、保健指導プログラムを標準化した。</p> <p>2 ヘルスアプローチ事業</p> <p>ヘルスアップ健診事業による生活習慣改善が継続しやすいよう、より良い生活習慣を継続できる環境づくりを行う。平成26年度は健診べんりちようや、健診すずめ通信の全戸配布などを実施した。</p> <p>3 ヘルストrend事業</p> <p>医療費適正化効果の評価及び事業の再構築に生かすため、医療費分析を現行の分析システムによって通年分析を実施した。</p> <p>4 未来いまカラダ戦略事業</p> <p>市民の健康寿命の延伸、結果として得られる国保等の医療費及び介護給付の適正化を目指し、生活習慣病の予防に向けた総合戦略として、ヘルスアップ尼崎戦略会議において決定した各種事業を行った。</p>		

健診・保健指導実施状況	健診		保健指導	
	実施者数	受診率	実施者数	実施率
特定健診	31,389	39.5%	12,769	40.6%
		(特定保健指導再掲)	2,000	59.6%
生活習慣病予防健診(途中加入)	710	16.0%	560	78.9%
生活習慣病予防健診(16-39歳)	2,202	1.7%	1,699	77.2%
生活習慣病予防健診(11,14歳)	2,312	30.5%	1,981	85.7%
後期高齢者健診	5,996	11.4%	628	10.4%

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	461,346	527,134	612,164	
需用費	15,957	8,953	7,387	健康手帳用リーフレット 等
役員費	3,346	3,278	2,971	郵送料 等
委託料	434,626	506,607	582,958	健診・保健指導委託料 等
使用料及び賃借料	1,079	1,193	1,393	解新用ソフトライセンス 等
その他	6,338	7,103	17,455	特定健診 保健所負担金 等
人件費 B	118,619	114,709	120,345	
職員人工数	13.90	13.90	13.90	
職員人件費	113,229	109,893	110,158	
嘱託等人件費	5,390	4,816	10,187	
合計 C(A+B)	579,965	641,843	732,509	
Cの財源内訳				
国庫支出金	75,224	83,591	71,154	特定健康診査等負担金等
県支出金	69,222	71,896	69,358	特定健康診査等負担金
市債				
その他	241,951	279,802	351,680	保険料等
一般財源	193,568	206,554	240,317	精算後

(このページは白紙です)